

平成30年12月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成30年12月4日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 杉浦辰夫議員 (1) 平成31年度予算編成に向けて
2. 黒川美克議員 (1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業について
3. 内藤とし子議員 (1) 2019年度予算編成にあたり、市民要望の具体化を求める
4. 小野田由紀子議員 (1) がん対策について
(2) 共生社会のまちづくりについて
5. 小嶋克文議員 (1) 防災行政について
(2) まちづくり行政について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩													
副	市	長	神谷坂敏												
教	育	長	都築公人												
企	画	部	長	深谷直弘											
総	合	政	策	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	榎	原	雅	彦

人事グループリーダー	杉浦 崇 臣
ICT推進グループリーダー	山下 浩 二
総務部長	内田 徹
行政グループリーダー	中川 幸 紀
財務グループリーダー	竹内 正 夫
市民総合窓口センター長	中村 孝 徳
市民窓口グループリーダー	内藤 克 己
市民生活グループリーダー	芝田 啓 二
税務グループリーダー	亀井 勝 彦
福祉部長	加藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木村 忠 好
地域福祉グループ主幹	加藤 直
介護保険・障がいグループリーダー	野口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口 真 樹
健康推進グループリーダー	磯村 和 志
健康推進グループ主幹	鈴木 美奈子
こども未来部長	大岡 英 城
こども育成グループリーダー	都築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木 明 美
都市政策部長	杉浦 義 人
都市整備グループリーダー	田中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島口 靖
都市防災グループリーダー	神谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板倉 宏 幸
会計管理者	三井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島 正 明
学校経営グループ主幹	村越 茂 樹
監査委員事務局長	山本 時 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤 元 久
主 査	加藤 定
主 査	神谷 直 子

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどをお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

9番、杉浦辰夫議員。一つ、平成31年度予算編成に向けて。以上、1問についての質問を許します。

9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、平成31年度予算編成に当たって私ども市政クラブから提出させていただきました、平成31年度予算編成に向けての市政クラブの政策提言について、市政クラブを代表して、一問一答で質問させていただきます。

平成31年度の当初予算編成に当たっては、予算編成方針の中で、その基本的な考えとして、3つの基本的な考え方を掲げている。その内容は、1つは、「事務事業の総点検及び効率性の視点」、2つ目は、「将来ビジョンを見据えた戦略的な視点」、3つ目は、「重点取組事項への財源配分」である。それぞれ、どのような思いを込めて掲げたのか、その内容について確認させていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） 杉浦辰夫議員からの平成31年度予算編成に向けてということで、私のほうから総括的な考え方をお示しさせていただきたいと思います。

去る10月17日に、市政クラブの皆様から予算編成に対する政策提言をいただきました。我が国

の経済情勢だけではなく、世界経済が及ぼす影響等も考慮しながらということで、市の財源確保の厳しいところ、また社会保障費などの増加部分をどう考えているかということ踏まえた上での御提言であったというふうに承知をしております。

我々、予算編成に当たりましては、全ての事業を対象に、効率性や将来性を検証しながら、見直し・再構築を視野に入れる必要があるとされておりますが、そのとおりであります。私どももその効率性、将来性を検証していくという考え方のもとで進めてまいりたいと思っております。

平成30年度は、御承知のように3年ぶりに普通交付税の交付団体に転じました。社会保障費、扶助費、公共施設の老朽化対策など、財政需要は増加する一方で、先ほども申し上げたように、財政の状況は非常に財源の確保が不安定な状況にあります。加えて、市民ニーズは多様化しております。こういったものを取り入れながら進めるとなると、非常に難しい財政運営を強いられることになるというふうに考えております。

31年度・32年度には、高浜小学校の整備工事の2期工事・3期工事、それ以降も高取小学校の大規模改修といった、これまた大きな財政需要が発生するということとなります。

平成31年度は、まさにこうした大きな財政需要を乗り越えて、限りある財源をその先につなぐスタートの年であるというふうに考えております。加えて、総合計画は次の7次へ向けて踏み出す、そんな最終の後期に入っております。「未来へつなぐスタート予算」という位置づけでもあります。メリハリをつけた予算編成に取り組んでおるところでございます。

御提言の趣旨を十分に踏まえまして、31年度予算編成、今後の行財政の運営に当たらせていただく所存でございますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 続きまして、予算編成方針における3つの基本的な考え方について、私のほうからお答えをいたします。

まず、1つ目の「事務事業の総点検及び効率性の視点」につきましては、新規事業・既存事業を問わず、全ての事業において、総点検—いわゆるゼロベースで検証—することで、事業の必要性はもちろん、効率性を高める視点を持って、事業の内容や事業の手法を再構築することといたしております。

2つ目の「将来ビジョンを見据えた戦略的な視点」につきましては、事務事業の総点検同様、全ての事業において、将来発生する経費を見きわめるとともに、いかに経費削減ができるのか、戦略的な視点と柔軟な発想を持って取り組むことといたしております。

3つ目の「重点取組事項への財源配分」につきましては、8月に実施しました「サマーレビュー」、これはアクションプラン、公共施設推進プランのうち、平成31年度に実施が見込まれる事業、その他の事業の方向性について、市長・副市長との意見交換・合意形成を図るものでありま

すが、その結果、重点的に取り組むこととされた事業については、優先して予算配分を行うことといたしたところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

平成31年度予算編成の基本的な考えについてはわかりました。

それでは次に、総合計画の基本目標ごと個別目標ごとに、気になる点について、各事業の今後の進め方や進捗状況について質問させていただきます。

まず、基本目標Ⅰ 目標1の「まちへの想いを育み、いつまでも住み続けたいと思えるまちをつくります」では、市政クラブとして、「市政運営やまちづくりに対する関心・理解が、市民にさらに深まるよう、今までの情報発信の時期・手法・内容を検証し、しっかりと「伝わる情報発信」に努めよ。職員研修による個々の能力向上はもとより、グループ内・組織間の連携・協力体制の構築と強化をせよ。そして、高浜市職員としての誇りを持ち、将来も自立した基礎自治体であるための人材育成を早急に進めよ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

市民のまちへの愛着を高め、いつまでも高浜市に住み続けたい。そんなまちにしていくためには、高浜市が目指すまちの姿、その実現に向けた市政運営やまちづくりに対し、市民がさらに関心を持ち、より理解していただくことが必要です。

そのためには、高浜市が向かおうとしている方向、考え方、その取り組みを市民の皆様と共有していくことが必要不可欠であると考えます。

そこでお聞きします。

しっかりと「伝わる情報発信」のために、これまで取り組んできた情報発信について、その効果・課題等についてどのような検証をされたかをお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、検証ということで御質問いただきました。

私ども、27年10月に「参画・協働・情報共有ガイドライン」というものを策定をしております。この情報共有については、3つの点を基本姿勢として進めており、「市民の立場に立って、わかりやすく発信をする」、「タイミングよく、複数の手法で発信」、「キャッチボールを大切に」ということで、広報たかはまやホームページ、さらにはSNSといった情報発信に加え、まちづくりトーク&トークといった対話型の情報発信というものもと、いわゆる市政に関する情報を積極的に提供をしてきております。

しかしながら、議員も御存じのとおり、情報発信技術の進歩、それからスマートフォン等モバイル通信技術の急速な普及に伴いまして、各個人の情報の取得手法というのは多種多様化をしているのが現状でございます。

そこで、私どもは4月に市民意識調査というのをやっております、その中では、広報たかはまを読んでいる頻度、それから発行の回数、それから情報をどんなふう to 取得をしてみえるのかというような調査をしております。その結果を少し申し上げますと、30代～50代において、広報たかはまを毎回読んでみえる方というのは45%前後でございます、広報たかはまの発行回数は月1回でいいよというふうにお答えされた方は48.6%でございます。特に、20代から30代では、ホームページから市の情報を得ている割合というのは、年々増加をしているとそういった状況でございます。

このような結果を踏まえまして、今一度、情報発信のあり方を見直すために、今年度、総務省による地域情報化アドバイザー派遣事業制度というのがございまして、それを活用いたしております。これまでに多くの自治体や広報戦略で情報化の推進計画の策定を手がけられている、いわゆる専門家をお招きをいたしまして、「伝わる情報発信」のために必要な広報戦略というのは、どういうふうにあるべきかということを検討を進めております。

既に11月1日には広報の担当に対して、引き続き今月の6日には各グループの広報主任者に対して、情報発信に対する考え方や媒体のあり方、加えて、組織体制について等の御指導をいただきます。

このような取り組みを踏まえて、今年度中には「高浜市広報戦略」を策定し、「伝わる情報発信」のために広報戦略を進めていきたいというふう to 考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

情報発信については、市民意識調査や専門家を交えた検討会議などにより検証を行っており、戦略的な情報発信を行うため、広報戦略も現在策定を進めているということがわかりました。

現在策定中の広報戦略において、情報発信のための具体的な取り組みなども出されてくるかと思いますが、新たな情報発信として、本年度既に取り組みされていることや今後推進していこうということがあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 新たな取り組みということでございますけれども、私どもは市民目線の取材や広報写真の撮影というものがございまして、これを広報たかはまやフェイスブックのほうで、より多くの方に親近感を持って見ていただきたいという仕掛けとして、8月に「市民記者制度」というのを創設いたしました。2名の方を市民記者として任命をし、11月1日の広報の表紙、それから15日号の市民記者のカメラレポート、市民目線の情報発信に取り組んでおるところでございます。

また、9月29日には「たかはま未来カフェ」というので、理想の高浜を実現するためのアイデ

アに対する意見出し、それから情報を共有する場というものを設けまして、こちらからの一方的な情報発信だけではなく、膝と膝を交えて、人を通じて情報を伝播していくといったそんな取り組みを行っております。

今後このような市の情報を共有する場を通じまして「人」を介した情報発信、また、既存の情報発信の媒体でございます広報たかはま、ホームページ、フェイスブック、そういったものについても、これからのニーズに対応する形で、役割や対象などをもう一度しっかりと再構築をしていきたいというふうに考えております。

そして、この情報を発信する側、つまり職員一人一人の情報発信に対する意識の向上だとか、体制の整備というのでも進めてまいります。また、議員の皆さんにおかれましても、市の施策や取り組みなど、正しい情報を市民の皆さんに発信をするとそういう点では、御理解と御協力をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、人材育成を早急に進めよで、近年の職員の若年化が進んでいるとあります。職員研修として、今までと違う取り組みを考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 職員の若年化ということで、それ、おっしゃったとおりで、喫緊の課題というふうで考えております。

そこで、若手・中堅職員の成長支援に向けた職員の研修ということで、新たな取り組みを2つ御紹介をしたいと思います。

1つ目は、オーナーシップ研修ということで、これは主に、自分事として考える当事者意識、それから仕事に対して主体性を持って取り組む姿勢、また時間管理の意識の醸成、こういったものを目的に実施をしております。

この研修に期待する効果というものでございますが、仕事に対する「やらされ感」の脱却、つまり自分の考えを生かしながら目的を持って主体的に仕事に取り組んで、時間に追われることなく時間を生かすと、自分の行動をみずからマネジメントをする自律型の人材育成というものにつなげてまいりたいと考えております。

それから2点目でございますが、市制50周年記念事業職員プロジェクトでございます。本市は、2020年に市制50周年を迎えます。記念事業の計画・実施に係る素案づくりを行うとともに、市民と連携した計画策定、計画の実施調整を行う過程を若手・中堅の職員の研修の場と、そういうふうに位置づけをして実施をまいりたいと考えております。

2年にわたります長期の継続研修の機会ということになりますので、その中で生まれる職員同士の一体感や市民との関係づくりを図り、職員一人一人の創造性や調整能力のこういったものの

強化につながるというふうに考えております。また、周年記念事業が成功した暁には、その成功により得られる成功体験というものが、市民との協働への次なるステップになることを期待しております。

今後も研修目的を明確にした階層別の研修を実施をいたし、若手・中堅職員を中心に職員力の底上げを図ることで、第6次総合計画の後期基本計画で掲げております目指す職員像に近づけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、基本目標Ⅰの個別目標2「将来を見据えた健全な財政運営を行います」では、市政クラブとして、「高浜市の将来を見据え「公共施設総合管理計画」と「長期財政計画」に「アシタのたかはま研究所」による提言をしっかりと連動させ、財源確保に努め、健全かつメリハリを付けた財政運営を進めよ。新たな課題については、上記計画への影響を必ず検証し、常にプライオリティーを意識して取組みを評価すると共に、あらゆる事態を想定し、市民にしっかりと理解されるように努めよ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

平成30年3月に「長期財政計画」と「公共施設総合管理計画」が改訂され、5月には「高浜まち・ひと・しごと創生総合戦略」が改訂されました。おのおの連動させていると思うが、特に注意していることは何なのかお伺いします。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、「長期財政計画」と「公共施設総合管理計画」の連動についてであります。長期財政計画は、公共施設総合管理計画の財政的な裏づけとなる計画と位置づけております。長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行う観点から作成をいたしているところでございます。

そうした中で、公共施設総合管理計画につきましては、「公共施設あり方計画」を推進するための「公共施設推進プラン」の見直しを毎年度当初予算編成時に行っております。長期財政計画につきましても、毎年度当初予算編成時に、直近の決算額、新年度予算額、公共施設推進プランの内容を反映させるなど、相互に連動させながら所要の見直しを行っているところでございます。

次に「高浜まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでございますが、この総合戦略では、創生戦略①に掲げる戦略プラン『「ひと」が安心・快適に暮らせる「まち」の基盤づくり』におきましては、「こんなことに取り組みます」の中で、「公共施設の総合的・計画的な管理を推進します」といたしまして、その具体的な事業において公共施設総合管理計画推進事業を掲げております。公共施設総合管理計画の着実な推進が高浜市の創生につながることをいたしているところでございます。

これら3つの計画につきましては、将来、高浜市が目指すべき姿の実現に向けまして、ハード面・ソフト面、それを支えるコスト面での指針となるものでございます。そのため、毎年度の見直しのほか、総合計画（基本計画）の策定や改訂に合わせて、原則として4年ごとに改訂することといたしております。相互に連動させながら、最新の社会情勢等を反映しまして、定期的に見直しを行うことで、その精度を高める工夫をいたしているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、基本目標Ⅱの個別目標3「学び・文化・スポーツの輪を広げ、まちのチカラを育みます」では、市政クラブとして、「市民が、地域や市への愛着や誇りを持つことにより、まちのマンパワーは維持され、まちづくりや地域づくりへと繋がることから、子どもから高齢者までが生涯を通じて学ぶ心を育て、学んだ成果を個人の中にとどめてしまうのではなく、社会の中で様々な形で活かし合う仕組みを創れ。地域の伝統やスポーツ交流等の活動が市民財産として認識され、高浜らしさとして、将来につないでいく環境整備と人材育成を進めよ。」と政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

子供から高齢者までが生涯を通じて学ぶ心を育て、学んだ成果を個人の中にとどめてしまうのではなく、社会の中でさまざまな形で活かし合う仕組みを創れ、について、どのような考えをお持ちかお伺いします。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 議員がおっしゃる、子供から高齢者までが生涯を通じて学ぶ心を育て、学んだ成果を社会の中で活かし合うということは、まさに本市の生涯学習が目指す姿でございます。

市民・地域・関係機関・行政などさまざまな主体が、これまでも多様な取り組みを進めておりますが、その一つのモデルとなるのが、来年4月に高浜小学校の敷地内にオープンを予定する複合施設「地域交流施設」でございます。

この地域交流施設の利活用に関しましては、施設の機能にゆかりの深い団体の方々に構成する「地域交流施設を考える会」の中で意見交換を行っておりますが、まずは公民館機能とIT工房くりっく・ものづくり工房あかおにどんといった介護予防拠点機能がオープンする中で、「学校と地域と一緒に活動できる活動をしたい」「小学生にものづくりを教えたい」といった意見・提案が出されております。

まずは試行錯誤をしながら一歩ずつ取り組み、施設の設置趣旨であります地域ぐるみで学び、文化、生きがいつくり、子育てを支える環境を、市民の皆様とともに作り上げてまいりたいとこんなふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、地域の伝統で、市内各地域で祭事等、これは無形文化財とか、無形民俗文化財があると思いますが、おのおの後継者等の人材育成はどうかということをお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 本市にございましては、愛知県無形民俗文化財に指定されております「えんちょこ獅子」や、愛知県無形文化財に指定されている「吉浜細工人形」を初め、地域に根差したさまざまな伝統文化・伝統芸能がございます。こうした伝統文化等を未来へつないでいくためには、人材育成が不可欠であり、その多くは「保存会」が中心となって活動が行われております。

例えば、えんちょこ獅子については、南中学校特別部活動といたしまして「えんちょこ獅子クラブ」があり、保存会の会員が指導に当たっておられます。現在、部員数は1・2年生合わせて15名（3年生8人は引退）と伺っておりますが、卒業後に保存会へ入会するケースもあり、現在、保存会の会員数は43名ですが、うち25名が30代以下の若手という状況でございます。

鬼みちまつりや高取納涼夏まつりなど、多くの市民の前で発表する場、また、特にことしは清須市で開催されました「愛知県民俗芸能大会」や、かわら美術館に高円宮妃殿下が来館された折に演舞する機会などにも恵まれ、「非常に励みになった」といった声が聞かれております。

また、吉浜地区では、吉浜まちづくり協議会との連携により、小学生を対象に細工人形づくり体験会や、子ども菊人形事業などが実施され、地域の方々とともに伝統文化に触れ合う機会や郷土を思う心の醸成につながっておると思っております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは、「高浜市誌の編さん」が今進んでいると思いますが、その進捗状況についてお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 市誌編さんについてでございます。

市誌編さんにつきましては、「市民と共につむぐ・つなぐ」を基本方針といたしまして、一昨年度から5カ年計画で取り組むこととしており、2020年の発行を目指し、これまで主に時代やテーマごとの部会に分かれて、資料調査や聞き取りなどの活動を実施してまいりました。

調査や聞き取りを進める中で、市民から寄せられる情報もふえ、人々の暮らしや産業の推移に関する足跡を知ることができる新たな資料の発見や保存につながった事例も多々あります。市誌編さんの一つの成果であると考えております。

また、市民の興味・関心、まちへの愛着・誇りを高める工夫といたしましては、来る12月8日

に、かわら美術館を会場に「かわらシンポジウム」を開催するほか、広報における「市誌編さんだより」「たかはまアーカイブス」などの連載など、調査研究成果の紹介も行っております。

今年度は、ちょうど編さんの中間年に当たりますが、おおむね順調に進んでおり、大まかな目次立てもできつつありますので、今後は徐々に原稿執筆活動へとシフトしてまいります。引き続き、市民の皆さんの持っている知識・特技などを生かしながら、まちの魅力・自慢の掘り起こしや情報発信、「知りたい」「調べてみよう」といった動きにつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、基本目標Ⅱの個別目標4「学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなげます」では、市政クラブとして、「児童や生徒たちが安心して学習に取り組める環境の整備と、高浜市がめざす子供像や「将来の夢」の実現に向けて、学校、家庭、地域等の連携強化と、情報や方向性の共有に努めよ。新たに教科化された外国語、道徳の授業や、児童・生徒がICTを活用した、先進的な教育を受けられるように、環境整備と指導者育成を図れ。不登校児童・生徒に対する対策と障がい児に対しての学習環境の充実を図れ。学習環境の改善のひとつとして、エアコンの設置については、「公共施設総合管理計画」と「長期財政計画」との整合性を保ちながら早急に着手せよ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

高浜市における、児童・生徒のICT活用（プログラミング教育）について、現在の進捗状況をお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） それではお答えいたします。

平成32年度に小学校で必修化されるプログラミング教育の本格実施に向け、現在、推進委員会を立ち上げて、高浜市独自の特徴ある取り組みや展開、全体構想を策定しております。

高浜版プログラミング教育では、コンピューターになれ親しみ、プログラミング的思考を用いて、問題の解決に必要な解決策を見つけ、みずから解決できる子の育成を目指します。そして、同時に子供たちが楽しいな、なるほどと感じられる授業づくりを大切にしています。

本年度は、11月に高取小学校、12月に吉浜小学校で、モデル的に中学年向けのScratchというプログラミング教育ソフトを用いて先行授業を行っております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） それでは、来年度以降のICT活用（プログラミング教育）の見通しについてお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 平成32年度に必修化されるプログラミング教育の本格実施に向けて、来年度は、小学校低学年と高学年においても先行授業を行っていきます。

低学年では、V i s c u i tという教育ソフトを使用して、画面上のアニメーションに自分の思いどおりの動作をさせるようなプログラミングを行います。また、高学年では、たかはま夢未来塾と連携した自律型ロボットプログラミングを実施します。この授業では、子供たちが実際に自律型ロボットを用いて、仲間とともに繰り返し試行錯誤しながら、ロボットを操る制御プログラムを作成いたします。

今後、愛知教育大学の協力のもと、高浜市独自のカリキュラムやワークブックの作成を進めてまいります。また、同時に教員を対象とした研修を重ね、より一層のプログラミング教育の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、基本目標Ⅱの個別目標5「子育て・子育てを支える環境を整えます」では、市政クラブとして、「待機児童ゼロを実現する為に、民間や地域資源を活用し、働き方の環境の変化に左右されることのない、安心して子どもを産み育てられる環境整備を更に進めよ。子どもは、高浜の財産として捉えられるよう、子育て・子育てが保護者だけの問題ではなく、高浜市としても重要なキーワードであると思える仕組み創りを進めよ。また、安心して子どもを産み育てやすい環境整備のために、産前産後のサポート体制はもとより、幼保・小中学校と連携し、成長に合わせた持続的なサポートがおこなえる体制整備を進めよ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

待機児童の現状と今後の環境整備についてお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） それではまず、待機児童の現状からお答えします。

これまでも御答弁しておりますとおり、本年4月1日現在の待機児童は1歳児19人でありました。その後の状況といたしましては、10月1日現在では、21人増加し、40人となっております。その内訳といたしましては、0歳児19人、1歳児21人となっております。

次に、今後の環境整備の予定についてお答えします。本12月定例会に補正予算をお願いしておりますとおり、吉浜幼稚園のあいている保育室を改修し、公立で小規模保育事業を、平成31年6月より開始できるよう準備をしております。

具体的には、1歳児及び2歳児を対象に定員15名での実施を予定しております。職員は、高取幼稚園・保育園の民営化に伴い、人事異動となる職員を配置することを予定しております。

そのほか、平成32年4月を目指し、今後、高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化の移管事業者を募集してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、基本目標Ⅲの個別目標6「産業を活性化して、まちを元気にします」では、市政クラブとして、「更なる財源と安定した雇用の場の確保のため、北部地区工業用地の早期整備と市内への企業誘致を積極的に進めよ。また、スピードを持って企業の将来展望を把握し、適切な対応をとれ。市内活性化のためにも、広域的な観光産業の確立と、用途地域の見直し及び道路整備を計画的に進め、新たな賑わいや特産品の創出、そして地場産業の情報発信を進めよ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

本市の持続可能な財政基盤の構築や安定した雇用の場の確保を目指す、工業用地の整備と企業誘致は、本市の将来を見据えた重要な施策であると考えます。

現在、愛知県企業庁が進めている豊田町地区の工業用地の整備については、今年度内に造成工事が完了すると伺っております。そこで、今後は、この地区に早期の企業立地・工場建設を促していくことが次なるアクションだと思います。

昨今は、比較的、企業の投資意欲が高い時期であり、この時期を逸することなく、さらなる施策として、豊田町地区のほかに小池町地区においても工業用地の整備が進められていると伺っております。

この小池町地区は、豊田町地区と違い、民間主体で進められていると伺っておりますが、この地区の進捗状況についてお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、小池町地区の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

議員も御存じのとおり、小池町地区の工業用地の整備につきましては、本地区に進出を希望する企業みずからが実施主体となる、民間主体で開発を進めることとしております。その一方、市は、開発に必要となる各種関係法令の手続を支援することとしています。

このことは、平成28年12月に開催しました土地所有者に対する説明会において周知を図っており、その後、現在に至るまでの間、この地区に進出を希望する企業から委託を受けた業者が、企業間の調整・土地所有者との調整を実施してまいりました。一方、市は、開発に向け、都市計画マスタープランの一部改定の手続を完了させ、現在、都市計画法第34条12号の区域指定の手続を進めているところでございます。なお、この手続を進めるに当たり、土地所有者から区域指定に係る同意書を収集しておりまして、現在、全員の方から収集ができています状況となっております。

小池町地区の進捗状況については、以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

経済は生き物であり、そんな中、企業の投資意欲は経済や景気動向に非常に敏感であります。

先ほどお話ししたように、昨今は、比較的、企業の投資意欲が高い時期でありますので、この時期を逸することなく、近隣市の動向も注視しながら、小池町地区の早期造成工事の着手・工場立地に向け進めていただきますことをお願いしておきます。

それでは次に、基本目標Ⅲの個別目標7「みんなでまちをきれいにします」では、市政クラブとして、「市民に対し資源ゴミ分別の学習の場を作り、ごみの減量に努めるとともに、5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の意識向上を進めよ。新たな転入者（外国籍も含む）に対し、可燃ごみ・資源ごみの回収日、回収時間の周知に努めよ。また、共働き世帯の増加を考え、新たな回収方法、場所についても計画的に整備せよ。可燃ごみ指定袋の有料化を進め、ごみの減量化はもちろんのこと、財源確保につながる政策を創れ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

可燃ごみ指定袋の有料化について検討していると思いますが、今後の説明会等の開催予定についてお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） 今後の説明会等の開催予定という御質問でございますが、現在、さらなるごみの減量化を進めるため、高浜市一般廃棄物ごみ処理基本計画に基づきまして、世帯人員による一定枚数の無料配布の廃止による指定ごみ袋の有料化の検討のほうを進めております。

まず、これまでの説明会等の実績でございますが、本年8月6日の町内会・行政連絡会におきまして、ごみ袋の無料配布の廃止による有料化の検討とともに、有料化による財源のほうを活用いたしましたごみ関係での町内会支援策メニュー（案）について、説明のほうをさせていただきました。

その後、個別で依頼のありました町内会への説明も行っておりまして、9月1日には清水町町内会、9月6日に田戸町町内会、12月2日には論地町町内会へ、それぞれ出向いて説明のほうをさせていただいております。

御質問の今後の説明会等の開催につきましては、個別で依頼のありました町内会といたしまして、平成31年1月19日に本郷町町内会、2月2日に向山町町内会へ出向いての説明のほうも予定いたしております。

また、1月21日月曜日から25日金曜日までの5日間、市内5小学校区で「ごみ減量地区説明会」のほうを予定いたしております。具体的には、1月21日月曜日は吉浜公民館、22日火曜日は翼ふれあいプラザ、23日水曜日は高取公民館、24日木曜日は南部第2ふれあいプラザ、25日金曜日に

つきましては高浜ふれあいプラザで、いずれの会場も午後7時から説明会の開催を予定いたしております。

この地区説明会を通しまして、市民の皆様方へ、さらなるごみの減量化へのさまざまな取り組みに対する御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、基本目標Ⅲの個別目標8「自然と都市機能が調和した都市空間をつくります」では、市政クラブとして、「将来のまちのあり方を考え、その地域の将来像も含め、計画的にライフラインの整備及びインフラの整備に努めよ。また市民が安心して使用できるよう、老朽化の状況や使用状況をしっかりと把握し、保守点検業務にあたれ。また、市民がいきいきと生活できるような生活空間の整備を更に努めよ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

その中でも、交通インフラの計画的な整備も必要と考えますが、市内の道路整備の現状と予定についてお聞きします。特に、市道港線及び幹線道路である国道419号、247号の予定についてお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、御質問のありました道路整備の現状と予定につきましてお答えをさせていただきます。

初めに、市道港線につきましては、横浜橋南側区間において、道路西側の電柱移転と一部工事を今年度中に完了する見込みでございます。この区間は、道路西側の道路用地の確保が残り1筆のみとなりまして、現在、借家人及び土地所有者と交渉中でございます。年度内には契約、次年度に土地の引き渡しをしていただくよう進めているところでございます。次に、交差点部についてでございますが、1名の地権者と用地交渉中ございまして、今年度中に土地売買契約を済ませる予定で進めております。また、残りの3名の地権者の方につきましては、早期に事業進捗を図るため、9月議会で御可決をいただきました土地境界確定測量、物件調査に取りかかったところでございます。

次に、愛知県による国道419号、247号の整備でございますが、市内の区間につきましては、順調に4車線化工事が進み、刈谷市から平松橋交差点までの区間は、来年度の早いうちに完了する見込みで、蛇抜高架橋2期線につきましても、地権者と交渉を進めさせていただいております。

続きまして、国道247号線汐留橋付近につきましても、4車線化に向けた検討、設計が進んでおり、明石インターチェンジから北については、一部、今年度中に工事着手すると伺っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、基本目標Ⅲの個別目標9「安全・安心が実感できるまちづくりを進めます」では、市政クラブとして、「想定される災害へ市民が対応できるよう地域と連携し、地域の実情に合った課題を抽出せよ。また、市民の自主的な防災・減災活動を後ろ立てする「自助・共助条例の制定」を進め、町内会の加入率を高め、地域内での情報や活動の共有を図れ。防犯や交通安全対策では、警察や地域と連携して、情報の共有をはかり、市民個々が自衛の大切さをしっかりと理解していただき、市民一人ひとりの意識向上を図り、時代に合わせた、新たな取り組みの導入を進めよ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

中でも、防災・減災対策に対する「自助」「共助」の取り組みを推進していくには、まず「公助」である行政の役割を市民や事業者にしっかりと周知を図り進めることが重要であります。災害に対する「公助」の取り組みとして、職員に対し、どのような対策に取り組まれているかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、公助の取り組みとして職員に対しての取り組みでございますが、職員に対しましては、毎年テーマを決め、訓練や勉強会等を実施しています。昨年度は、各グループで作成しております「危機管理マニュアル」に基づく全体訓練及び個別訓練を実施し、必要に応じてマニュアルの改定を行っております。本年度は、時間外での発災を想定した「災害対応初動マニュアル」を作成し、全職員を対象に勉強会を開催するとともに、マニュアルに基づく初動時対応訓練などに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、「自助」「共助」「公助」と言葉で言うのは簡単ではありますが、人とのつながりが希薄化している現代社会において「自助」「共助」の重要性を市民一人一人に浸透させていくことは、大変な時間と労力が必要です。「自助」「共助」「公助」の考えに基づく防災・減災対策の推進を図るため、災害に強いまちづくりを進めるための条例制定において、議員提案という形で準備を進めていきたいと考えておりますが、当局の御見解をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 条例制定についての見解ということでございますが、これまでも、議員提案という形で「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」、「みんなで犯罪のないまちにしよう条例」が制定され、それぞれの条例に基づき、各種対策に取り組んでおります。

市といたしましても、条例を制定し、市民、地域、事業者、行政等の責務や役割などを明らかにすることで、「自助」「共助」「公助」の考えに基づく役割分担、連携強化の推進につながることを期待できると考えております。そのため、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、基本目標Ⅳの個別目標10「一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めます」では、市政クラブとして、「将来に向けて、障がい児者及びその家族が地域で安心して生活ができるよう、就労促進や居住の取り組みといった、生活基盤の安定化に努めよ。高齢者介護では、超高齢化社会を見据え、健康寿命の増進に繋がる事業展開をせよ。また、今後増加をする認知症への対策としては、市民への正しい理解と、認知症になっても誰もが安心して住み続けることが出来るやさしいまちづくりの政策を創れ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

急速な高齢化が進む中、認知症対策は今後の大きな課題となっております。愛知県では、認知症対策条例を12月定例県議会に提出するとお聞きしております。

市の中でも、大府市や神戸市が認知症対策条例を制定しており、こうした先進市の取り組みについて、市としてどのように捉えているかを伺います。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 御質問のとおり、大府市や神戸市では条例の制定にいち早く取り組まれており、今後は、条例制定に取り組む自治体もさらにふえてくると思います。市としましても、認知症施策を推進する観点からも、認知症対策条例について調査研究していきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは、条例制定を目指す場合、具体的にどのような方向性を持って進めていくのかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 現在、市が取り組んでいる認知症施策を体系化し、総合的に推進していくための条例であることが基本となりますが、認知症対策は認知症にやさしいまちづくりであるという「まちづくり」の視点から検討することも必要であると考えております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

条例をつくることにより、これまで個々に実施されていた事業がまとまりを持ち、全体像が明確になり、大きく前進します。

認知症施策をさらに推進するためにも、私たちもしっかりと認知症対策条例の必要性について、検討していきたいと思えます。

それでは最後に、基本目標Ⅳの個別目標11「一人ひとりの元気と健康づくりを応援します」では、市政クラブとして、「多様化する医療ニーズに合わせ、新たな医療法人豊田会 高浜豊田病院を核とし、地域診療所・介護施設等と連携した地域医療体制の更なる充実と市民への病診連携への理解・啓発に努めよ。また、今後増加する高齢者が地域の中で役割をもち、健康でいきいきと暮らし続けていける仕組みづくりを進めよ。」を政策提言いたしました。

そこでお聞きします。

医療法人豊田会との協定書では、新病院には、新たに一般病床が導入されることになっており、来年の6月30日をめどに移転新築整備を完了すると書かれております。

初めに、新病院の工事の進捗状況についてお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） ことし4月、医療法人豊田会は新病院の建設に着手し、現在は躯体工事の段階で、おおむね3階部分まで工事が進んだと伺っています。今後は、4階から上の建設と、外装工事や内装工事に着手するとお聞きをしております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。わかりました。

それでは次に、これまで新しい病院での診察は、来年の7月ごろからスタートする予定であると伺っていますが、計画どおりに進んでいるのかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 建設工事につきましては、ほぼ順調に進んでおり、当初の計画どおり、来年の7月1日には新病院を開院する予定であるとお聞きをしております。

○議長（鈴木勝彦） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

病院建設が順調に進んでいるとお聞きし、安心しました。病院の移転を機に、地域医療のさらなる充実を期待しております。

最後に、予算編成に当たり、全ての事業を対象に効率性や将来性を検証し、見直し・再構築を視野に入れる必要があると思えます。

吉岡市長のリーダーシップをより一層発揮し、職員力を結集し、人材育成に努め、市民等への情報発信をさらに進め、その理解を得るようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時53分休憩

午前11時4分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、勤労青少年ホーム跡地活用事業について。以上、1問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、勤労青少年ホーム跡地活用事業について一問一答形式で質問をさせていただきます。

今回も、9月議会に引き続き、市民の関心が高い勤労青少年ホーム跡地活用事業について一般質問を行わせていただきます。

質問順が逆になりますが、最初に、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理業務委託についてお聞きし、続いて、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事について質問をします。よろしくお願いします。

それでは、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理業務委託についてお聞きをいたします。

まず、「勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理業務委託の設計書」で、混入廃棄物処理について費用計上されていますが、企画部長は、第4回臨時議会で解体時に発見された産廃は、環境省の建設廃棄物処理指針により委託処理をすると説明していますが、委託契約とすると廃棄物処理法では、市は排出事業者であることから、マニフェストの発行者となり、廃棄物の種類、量、中間処理場などの処分場を記載した委託契約を結ばなければならないとなっていますが、1つ、入札の設計書、仕様書に種類、処理場などの記載がないため委託契約は結べないため、法律に抵触しているのではないかと。

2つ、また、廃プラなど混合廃棄物を積みかえ保管処分、あるいは処分の中間処理の免許を有していない指名入札業者が入札に参加していなかったかどうかお答えください。

3つ、参加しているのであれば、入札審査会でなぜ選定されたのか。

以上3点お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 3点御質問いただきました。

私のほうからは、2点目と3点目の御質問に対してお答えをいたします。

まず、今回の入札であります。現場の状況をほぼ破砕瓦、れんが片、コンクリート等が混入したガラまじり土であると認識をいたし、その前提で仕様書を作成いたしました。仕様に基づいて入札を行ったところでございます。

入札参加者といたしまして、選定をいたした業者でございますが、ただいま申し上げました観点から、産業廃棄物処理の収集運搬と処分の両方に登録がある、許可の区分として収集運搬、中

間処理、最終処分2つ以上の許可がある、あわせて、最初に申しあげました産業廃棄物の種類から、ガラスくず及び陶器くず並びに瓦れきを取り扱うことができる許可を有する業者を選定いたしましたところでございます。

入札参加者等審査委員会においての経緯を経て、業者を選定いたしました、それが3点目の答えでございます。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それから1点目の、仕様書に産廃法に基づく明記がないということでございます。仕様書のほうには、基本的には今、総務部長がお答えしましたように、瓦れき類というものを分別をして処分をするということで、設計の中で指定をするということはいたしておりませんが、そういった届けを持った中間処理施設に運び、そこで分別処理をするという内容で記載をいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

指名業者が9社、そのうちで辞退したのが7社、入札を行ったのが2社です。辞退業者7社に電話をして確認をさせていただきました。その中で、許可免許がないので辞退したとの返事を聞いております。業者名は必要ありませんので、7社の辞退理由をそれぞれお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） お答えをいたします。

7社のうちの4社が人材不足である、作業員、技術員の確保が困難であるという理由でございました。残りの3社でございますが、業務が多忙である、許可品目外が含まれる。残りの1社でございますが、運搬管理能力がないといった理由でございました。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今言われました7社が辞退をされたということに対して、市はどのようにお考えかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） お答えをいたします。

辞退理由の大半でございますが、ただいま申しあげましたとおり、人材不足、作業員、技術者の確保が困難である、業務多忙といった理由でございました。こういった事情につきましては、選定段階において把握をして事前に予測することが非常に困難な事例でございます。私どもといたしましては、入札参加者等審査委員会を経て業者を選定をいたしております。したがって、私どもといたしましては、選定手続に特に問題があったというふうには考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 私、先ほどの質問の中でも冒頭言いましたけれども、どげな種類の産廃が

出てくるかわからない、そういったのがそれに影響しているということは考えておみえになりませんか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） この件につきましては、さきの議会のほうでもお答えをしておりますが、私どもはそこに積んである、現在、積み置きしてある土の中に、瓦、れんが、コンクリート、そういったものが混合されておる状況であると、総体的に考えまして、そういったものであるというふうに判断をいたしておりますので、申し上げるのであれば、その部分部分に、例えば土全体の中でも瓦ガラが多く含まれているところ、それから少ないところというのは、いわゆるまぜ御飯やなんかをちょっと想像していただくとわかるんですが、具が大きく固まっているところというのがありますし、それが少ない部分がありますけれども、総体的にそういったものを含めてガラまじりの土であるというふうに判断をしたことでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、新聞報道にありました「入札価格の誤りを理由に契約辞退を申し出た山鈴興業に対して不誠実な対応ということで指名停止をしたこと」を受けて、市は、抗議を受けていると思いますが、山鈴の辞退理由は、報道のとおり「入札価格の誤り」で間違いがないのか、指名停止の要件となる不誠実な行為をしたのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 2点御質問いただきました。1点目が入札参加者資格停止の理由が入札価格の誤りだったのか、2点目はその行為が不誠実な行為であったのかでございます。

初めに、1点目でございますけれども、相手方、落札業者がどのような理由で辞退を申し出たかということは、私どもといたしましては、相手方のあることでございますので、その理由をこの場でお答えをすることは避けさせていただきます。入札参加者等審査委員会において、その辞退理由を総合的に判断をして、入札価格の誤りであるとしたところでございます。

2点目の不誠実な行為であったのかということでございますが、入札参加者等の資格停止要綱というものがございます。そこには、入札参加者の資格停止をする場合の事情といたしまして、典型的に申し上げますと、まず、契約後に粗雑工事であった、例えば契約違反があったということが一つの類型でございます。2つ目の類型が贈賄に基づく場合でございます。3点目の基準が暴力団、その他関係者に対する場合でございます。そして4点目といたしまして、独禁法違反、談合等が疑われる場合があるわけですが、これらに属しない類型といたしましては、ただいま申し上げました入札参加者の資格停止要綱において、その他といたしまして不正、または不誠実な行為という類型がございます。

申し上げました1つ目、2つ目、3つ目のいずれの類型にも属しませんので、4つ目の類型、不正、または不誠実な行為に当てはめたということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、4番目の不誠実なという、そういったことですが、中日新聞が裏づけない報道をしたということか、新聞各社にファクスで情報提供をしているのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、中日新聞さんの報道のことにしましては、私が申し上げる立場にはございません。そのことを最初に申し上げておきたいと思います。

2点目でございますけれども、入札参加者等資格停止を行った場合は、これまでも報道機関に対しまして情報提供をいたしているところでございます。したがって、今回の事例も前例に倣いまして報道提供をさせていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 私が山鈴に確認したところ、辞退届には、「発生土の運搬先を高浜市役所側より用意されていると認識しており、その内容で設計書を作成したが、実際に置き場が足りず、こちらでは用意ができなかったため、辞退するに至った。特記仕様書第11条により、契約締結前に協議が必要ということで、高浜市役所と協議したが、市が示す入札設計書に記載のない出来形支払いではなく、3年分割払いでないと契約できないことから、計画が合わず辞退せざるを得なかった」ということで、私は聞いております。「入札価格の誤り」という理屈にはならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、辞退届にもそのような記載はしていないということで質問いたします。

新聞報道の「入札価格の誤り」という記載がないのに、このことを理由に指名停止したということは正しかったのか。

2つ、山鈴には辞退した場合、指名停止を新聞報道することを伝えていたのか。

3つ目、「入札価格の誤り」ということで指名停止すると伝えていたのか。

以上3点についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 3点御質問いただきました。

1点目でございますけれども、新聞報道によりますと、土砂の運搬先や処分代金の支払い方法を市は落札後に変えたと、入札後に市が提示した条件では業務ができないということが掲載をされておりました。入札条件につきましては、設計書、特記仕様書、特記仕様書の追加説明書に記載をしてございます。その上で、支払い条件のどこがどのように落札業者の計画と合わなかったかというのは、落札業者側の事情でございますので、私どものほうから申し上げることはできません。市といたしましては、落札後に入札条件を変えるということは、6番議員も行政経験がおりますので、御存じだと思いますけれども、そういったことはございません。

次に、指名停止をすることを相手方に伝えていたのかということでございますけれども、これは相手方とのやりとりに関することでございますので、ただいま6番議員から御質問いただきましたことは、新聞報道等で市に対していろいろ報道されている案件でございます。この場でそのやりとりのことを申し上げることは、相手方のあることでございますし、私どもといたしましても、既にその対応は弁護士に委任をしております。そうした中で、市の考え方を公にすることは今後の事務の遂行、解決に支障があるといけませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

〔「もう1点」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 入札価格の誤りとして、指名停止をするということを相手方に伝えていたのかということでございますけれども、これは入札参加の資格停止を行う通知をする中で、お伝えをいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 設計仕様書第11条に、協議とあることから、協議が成立しない場合、辞退することはやむを得ないと思っておりますが、不誠実な行為で指名停止にされるということであれば、辞退できないのではなく協議ではなく一方的な押しつけで、対等な契約ではないと思っております。

「入札価格の誤り」という辞退届に記載のない理由で、指名停止は不適切であることから、指名停止を取り消すべきであると考えますが、その考えはあるかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これも私どもといたしましては、繰り返しになりますが、入札後に入札条件を変えたということはありません。落札者として決定をした後に、契約辞退の申し出があったということでございます。そうしたことを総合的に勘案いたしまして、入札参加者資格停止を行ったところでございまして、妥当な措置であったというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 指名停止は、辞退届の理由に記載のない「入札価格の誤り」は事実と違うということで、抗議をしたとの新聞報道の市のコメントに「妥当である」ということは、抗議文や11月18日付の申し入れ書の内容を受けても、報道に間違いがないという考え方は変わらないということではよろしいでしょうか。お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 一応、私、入札委員会の委員長という立場でお答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうから、廃棄物の仮置き場所が市のほうで用意されているというふうに踏んでいたということでありました。仕様書を見ていただきますと、そうではないということは一目

瞭然だというふうに思います。先ほど、そういったもろもろの要件の中で、結果的に、見積書の中に入れることができなかつた項目があつたということは、入札の金額に誤りがあつたということにつながるだろうというところで、私どもの委員会としては、そういう理由とさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 仮置き場は確保したというのはわかっております。600立米の土が前の稗田町のところに産業廃棄物を埋め立てしたところ、そのところに仮置き場を用意したと、それは仕様書にも書いてありますので、ただ、そういったことを踏まえても、その600立米では量は足りない、そういう形で業者は言っていると思いますので、一言つけ加えておきます。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 御意見というふうであると思いますが、誤解があつては困りますので、お話をさせていただきます。

先ほど、副市長答弁されましたように、仕様書の中にプラスアルファで特記仕様書の追加説明書というのをつけておまして、その中ではそれぞれきちんと年度ごとに分けて、どの量をどれだけ処理をする、そして仮置き場はどうだよというふうに書いてございますので、それ以外の部分で設計書のいわゆる図面とか、仕様書外でも内容をきちんと見ていただければわかる状態にはなっていると、私どもはそういう形で入札に臨んでおります。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 山鈴との仕様書第11条の協議で、支払は出来高払いでなく、3年の分割払いであるとの協議をしたのかどうかお答えください。

仕様書には、分割払いという記載がないと思いますが、分割払いは仕様書どおりということは間違いないのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 3分割の支払いの協議をしたのかということでございますけれども、これも相手方からの申し出によりまして、対応を協議しているところでございますので、その交渉の内容についてを公にすることは差し控えさせていただきたいと思ひます。

次に、特記仕様書の11条ということでございますけれども、第11条は、建設発生土や埋め戻しの改良土については予定数量であるため、支払いの際には出来高に合わせて支払いを行うといたしております。しかしながら、その前提といたしまして、設計図書がござひます。設計書におきましては、30年度、31年度、32年度、3カ年で分割をする内容となっているところでござひます。まず、設計書を踏まえて、第11条の仕様書ができていうふうで御理解いただければと思ひます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 分割払いでは委託契約を結べないという申し出に対して、市は出来高払いとすると回答した事実があるのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 交渉、協議の内容につきましては、議会という公の場でお答えをすることは差し控えさせていただきたいと申し上げているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 設計書には、「業務委託費年度内内訳表」が表紙の次ページにありますが、業者に送付した指名入札の通知では、添付されていませんが、添付されていない理由をお答えください。また、予算執行伺いに添付されている書類を添付していないということは、手続にミスがあるのでないかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今おっしゃられました設計書に添付をしていないということ、金抜き設計書には直接業務費ということで、直接業務費を3段階に分けて、先ほど総務部長も申しましたように、それぞれ年度を分けて記載をしております。その次ページには、それぞれ各年度分の右の頭書きのところには、30年度分、31年度分というように記載をしております。例えば仮にちょっと今私もあれですが、その次ページのものがなくても、これを見ていただければ、当然年度ごとの内訳というのは御理解をいただけるというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま、数量総括表が相手方に送られていないということでございますけれども、送られていないことの私どもの確認ができませんので、その前提で今お答えすることも差し控えさせていただきたいと思えます。私どもといたしましては、お送りをしたという認識でおります。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 新聞報道でありました山鈴からの抗議は、入札参加者の産廃業者の免許の有無、法律上委託契約に記載が義務づけられている中間処分場の明記がないこと、入札通知の内訳表添付ミスが原因であると思えますが、手続に市の瑕疵がなかったのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 6番議員が落札を辞退されたところから、いろいろお聞きになられて、そのことを前提にいろいろ御質問をいただいております。ただ、相手方がどのようなことを市のほうに今おっしゃってみえるのか、そういったことについては、交渉過程の内容でございますので、そうしたことを踏まえまして、6番議員がお聞きになられたことを前提にお答えをすることも差し控えをさせていただきたいと思えます。私どもといたしましては、相手方があることでございます。相手方が市にどのようなことを申されているのか、それも相手方のあることでござい

ますし、そういったことを市のほうで一方的に公にすることは、今後の事務の遂行に支障もごございます。既にそういった対応は、弁護士に委任をしている、そういったところから、この場でお答えをすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 山鈴は、中日新聞への指名取り消し処分の取り消しと謝罪の掲載を求める通知を提出しているということですが、これに応じる考えがあるのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今、6番議員が御質問になられましたことは、新聞報道をされていないことをごまかしています。たまたま6番議員がお聞きになられたのかどうか分かりませんが、そういったお聞きになられたことを前提として、市のほうがいろいろお答えをする、コメントをする立場にはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） これ以上議論をしても答えができないということばかりですので、最後に、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理業務委託事業は、再入札をするのか、随意契約で行うのかお答えください。

また、3月完成の施設の建設に影響はないのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 再入札ということですが、既に時期もなっております。内容も変更しての入札を考えなきゃいかん時期ですので、今それについて検討しておる状態だということでお答えさせていただきます。

〔「影響は」と呼ぶ者あり〕

○こども未来部長（大岡英城） 影響も含めて今検討しておるところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 影響を含めてとって、もう今12月です。あと3月までです。3カ月でそれが全部できるんでしょうか。その辺のところをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） そういう御心配をさせていただいておりますけれども、それも含めて今調整をしながら、関係者とも調整をしておるところでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） これ以上議論しても意味がありませんので、次に移らせていただきます。

次に、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事について質問をさせていただきます。

9月5日の一般質問で、アスファルト撤去面積が6,607平米、建屋が482平米、ゲートボール場が約730平米で、合計約7,800平米となり、敷地面積約8,700平米と比較すると、900平米ほどつじつまが合わないということで、その整合性について質問したところ、企画部長より、900というのがどこに当たるのか今すぐには出てきませんので、これは一度調べまして、また資料でお出ししたいと思いますとの答弁でした。出てきたのは11月28日の約3カ月後、文書で回答をすると言いながら、11月末に回答するとは余りにも不誠実ではないかと思いますが、設計書の数量の集計が合わないのは、設計書が間違っているのではないか、積算は間違っていなかったかどうかということについてお答えください。

また、なぜ速やかに回答できなかったのか、その理由をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今御指摘をいただいた3カ月後で、余りにも遅いじゃないかということでございます。それは、この間11月28日、今回、本会議の初日に、お出しをしていただいたところにも書いておりますが、いわゆる青少年ホーム、それからテニスコートを含めた一連の敷地全体の管理用の図面というものが存在をしておりません。そういったことで、その当時のものをないかということでいろいろ探しましたけれども、解体工事の設計書につけた図面のみの状況でございますので、そこから、現在ある航空写真と残っておるものの中から全体の図面を調整をして、数量等をはじきましてお出しをしたということで、時間がかかったことについては、大変時間がかかったことで申しわけなかったというふうには思っております。

それから、設計書の整合性という部分でございますけれども、設計書が数量をこちらが拾い込み、いわゆる数量計算を全て市のほうがして、そういったものから全て図面を調査をしまして、現場との確認をしまして、一から拾っておる今回は発注ではございません。解体工事ということでございますので、ものが建っておる建物、それからその外構、テニスコートを含めて、一定の条件の中のもの全てを撤去をするという形で見積もりをいただきまして、その見積もりをマスター見積もりという形で、それを設計という形で、入札制度に基づいた手続を行ってきておりますので、個々個別に確認をするという当初の確認という部分では、恐らく見積もりをいただいたことだから大丈夫だろうということで発注はしておりますが、今回、ない中での図面を確認すると、ほぼ大きな設計内容に差異があるというところは確認をされてございません。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今回、回答された面積内訳を見ますと、9月の説明のときの駐車場やテニスコートの面積が変更され、新たに600平米の植栽が追加され、敷地面積8,700平米となるという資料でしたが、解体工事の、先ほどの説明のように、実施時点での建設全体の管理用の図面が存在しないため、建設当時の図面等から現状を判断しつつ、面積を求めているとのことでしたので、図面等から面積を求めているということですので、その図面を提出いただけるかどうかお答えく

ださい。

また、以前、担当者に聞いたところ、植栽は敷地外という説明を受けておりますが、今回敷地に算入したのであれば、8,700平米以上となりますが、600平米つじつまが合わないのではないかと思います。

以上2点お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、算出根拠ということでございますけれども、今、この間お出しをした図面の中にも、それぞれ建築確認時の図面により、図上求積でありますとか、テニスコート当初整備図面により、求積をしたということは書いておりますので、そのレベルでの求積図はお出しはできるというふうに考えております。

なお、それから2点目のほうで、植栽が、いわゆる外部の植栽を入れているんじゃないかという部分でございますが、具体的にお聞きを、反問をちょっとしたいと思いますが、具体的にどの部分を捉えて、外部の植栽を入れているというふうに御質問なさっているのかお示ください。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今の敷地の西側、稗田川に寄ったほうに舗装がした部分がありますよね。わかりませんか。入って右、仮設事務所の建っている反対側です。稗田川に寄ったところに木が植わって、のりになっていて、そこのところに歩道が舗装したところがあります。それです。わかりませんか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今おっしゃってみえるのは、入ってすぐ建物に向かって右側で水路沿いということですかね。そこの部分につきましては、当初は、あそこは河川用地、小脇川という河川、準用河川ですので水路が。その河川用地と青少年ホームとの敷地の財産の区分がされておるわけですが、その中で木の部分については、今までは従来、青少年ホームのほうで維持管理をされていたという状況はそうなのですが、今回のお出した面積計算の中では、その部分を入れておりません。議員も御承知のとおり、あそこはきちんと公職の方に測量をさせていただいて、くいも打ってありますので、植栽が植わっておる川ののり面の部分については、河川用地ということになりますので、今回の約605平米の中にはその部分は含まれておりません。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） わかりました。その図面を見れば、そこに植栽のところはどこ部分かというのがわかりますので、またその図面を見てから、次のときにまた考えさせていただきます。

テニスコート解体で、アスファルトが人工芝の下にあるという説明がありましたので、コンク

リートガラについて資料請求をしたところ、198トン进行处理したことになっています。しかし、図面にありますU字溝や暗渠、ヒューム管等の形状や長さなどから計算すると、多く見積もっても35トンにしかありません。テニスコート下がアスファルトではなくコンクリートであれば、180トンくらいになるので、いただいた資料との整合性がとれますが、198トンのガラ処理は余りにも過大であると思いますが、適正な数量であるのか。U字溝、暗渠などの解体処分などが何トンか内訳をお答えください。U字溝、暗渠など解体処分の内訳資料と工事写真で確認させていただけるかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、細かな排水製品等の関係で、いわゆる処分をしたコンクリートのボリュームというお話ですが、そこまでちょっと今手元にその細かい外周の側溝から敷地内の区分をしておるような排水施設、排水管、そういったものまで把握をしておりません。ですので、今おっしゃったコンクリのボリュームが多いかどうかということで、今ちょっと手元にそこまでの資料を持っておりませんので、後ほど一度調査をして、わかればお答えをしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今回みたいについていつまでも時間をかけられても困りますので、いつまでに出していただけるかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 先ほども申し上げましたが、図面というのがきちんと存在しておれば、そのボリュームもわかると思います。私も当初の図面を確認しましたら、U字溝も3種類ぐらいのU字溝が使われておって、当初には図面になようなコンクリのふたもかかっているんですよ、現地は。それは工事写真で後から確認をしました。そういったことも含めて、全てのものがきちんと整合したように明らかになればお答えをしますけれども、今言われるように実際現場のほうにもなくなっちゃっているものもございますので、当時はそういう当初の設計の図面しかないものですから。その後、平成の途中で改修を1回しております、人工芝にしたときに。そのときの図面というのがあればわかると思いますけれども、それが無いものですから、そこまでのボリュームをきちんとできるかどうか、ここで全てできないものを約束することはできませんので、一度調査をしてみます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 私は、前のときに情報公開で出していた資料には、U字溝だとか、それからヒューム管だとか、そういったものの布設図はついておりました。その辺のところや何かを見ていただければ、ある程度の数字は出てくると思いますので、そういったのを見て今言ったような質問をしておりますので、ぜひしっかり確認をしてください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘）　　ですので、当初の図面しかないんですよ。先ほどから何度も言っていますように当初の図面しかないもんですから、その図面の中で、じゃ、先ほど言ったように現実には工業者にちゃんと確認するとふたやなんかも全部かかっているんですよ。それは改修の後でかけられたのか、はたまた下の側溝も変えられたのかわかりませんので、その部分については誤解がないようにお願いします。

○議長（鈴木勝彦）　　6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克）　　続きまして、変更設計書4ページ、6ページ、9ページの「産業廃棄物処理」の内容で、管理型埋め立てが7月の臨時議会で、同僚議員も指摘していましたが、平米が立米の間違いであると文書で6月20日付で訂正通知がありましたが、数量の訂正はありませんでした。当初設計を見ますと、6平米、2平米、8平米となっていて、第1回、第2回の変更契約でも、この項目は変更手続はされていないのに、数量が3.5立米、1立米、6立米と少ない数字に変わっております。この理由をお答えください。

○議長（鈴木勝彦）　　文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美）　　議員の御指摘のとおり、単位のところは誤りがあったということで、平米から立米に変更をさせていただいております。

　　アスベストの処分数量でございますけれども、マニフェストが出てきた段階で実績がわかったということで、協議の中で数量の変更をさせていただいたものでございます。

○議長（鈴木勝彦）　　6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克）　　もしも変更されてみえるんだったら、そのところは色が変わっていなければおかしいんですけども、僕がいただいた資料には、その部分は網かけになっていませんでしたけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦）　　文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美）　　変更部分は網かけにさせていただくというのは、その変更時において網かけをさせていただくということで、ちょっと今手元に持っておらんのですけれども、恐らく第2回の変更のときの設計書のことを指しておっしゃっているのかなということで、第2回の変更のときに数量の変更をしたということではないものですから、網かけのほうが施されていないということでございます。

○議長（鈴木勝彦）　　企画部長。

○企画部長（深谷直弘）　　今、文化スポーツのリーダーが答弁しましたとおり、この解体工事におきましては、当初の設計がございまして、その後、第1回目の変更をして、最後に2回目、精算の変更をしておるということで、第1回目の変更のところでは、きちんと私今手元に持っておりますが、網かけをしてありますので御承知おきください。

○議長（鈴木勝彦）　　6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 前議会で、設計書の非公開について、企画部長、都市政策部長より「コンサルが作成したものは公開する」「見積もりは内部資料であるので非公開」という旨の答弁がありました。それは情報公開条例のどの項目に当たるのか該当箇所を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、解体工事の金入り設計書の関係でございますけれども、中央公民館の解体の関係で訴訟になっておりますので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 720立米の土は、職員が正確にはかっているもので、再測量は必要ないと答弁をされております。設計書の数量については、勝手に書きかえられている状況から、数量が正確であるとはいえません。前回の720立米の土は職員が測量し、測量図も作成していますので、跡地発生土等運搬処理業務委託のうち、現在、3,820立米の地山の土量が出ていると思っておりますけれども、それを前回と同様に実測をして、図面を提出することができるかできないかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 前回は、掘り出した地山の中から、きちんと台形といいますか、ちょうどおわん型のように、ある程度形を整えて業者さんのほうが積んでいただいた2つの大小の山がございました。そこで、ボリュームを計測するにも、状況としては非常にたやすくできたという状況でございますが、今回は全てそういった形で、はかりやすいように成形をされているような状況じゃない、中には、山があったり、谷があったりということで、見かけの土量が出ると思っておりますけれども、そういった形でのものを単純に設計書に掲載をするというのは難しい話になります。いいかげんな数字になりますので、今回は業者さんが、いわゆる施工業者、その業務をやられている業者が、設計士さんが出された数量を私どもが設計書に記載をしたこととさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、その確認はどのようにされるのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） これも9月議会の答弁でもお話をしておりますが、数量は最終的にどんなものでもそうですけれども、構造物をつくる場合、先ほど、取り壊しをしたり、処分をする場合についてもですが、その都度、数量は管理をするということになっておりますので、品質管理等で、出来形の管理等でいただいたものを精算設計と申しますが、変更をするという形を考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） くだいようですけれども、その確認をするというのは、どのように確認を

するのか、例えば処分場へ持っていくときには、処分場で計量機で確認をして、何立米運び出したとか、何トン運び出したとか、そういう検証の仕方があると思うんですけども、市のほうが前やったやり方というのは、マニフェストで確認をしたとそういった答弁をしておみえになりますけれども、マニフェストの数字がどう正しいか、マニフェストなので偽造はないとそういう考え方はあるかもしれませんが、少なくともやっぱり計量したとか、車の台数は当然マニフェストで出てきますので、その積んである立米がどういうふうを確認したとか、そういうところはきちっとやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） これは、今おっしゃってみえることは、我々が公共工事としてこの業者さんにいろんなことを発注をして、信頼関係のもとに工事、委託をやっていただいておりますという中を、それを信用できないよというそういった御意見だというふうに私は捉えます。そういったことになると、全てが疑ってものをかかっているということじゃなくて、きちんと報告を受け、私どもは調書、それから出来形図等報告を受けていて、その中で、できる中で管理をして、きちんと設計との整合性を図っていくという考え方でおりますので、そういったもので臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） ほかの細かい部分は、職員が申し上げましたが、マニフェストの正しさ、マニフェストの信頼性まで疑われますと、我々は公共工事できませんので、よろしく願います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 市長の答弁でございますけれども、僕、以前、前にも質問したことがありますけれども、前の解体工事のやつで、1日に10トン車で10車運んでいる、そのことを言いましたら、後から担当のほうにいつ確認をしたら、それは時間を延ばして、そのときに10車運んだと、そういった答弁をされておみえになります。運ぶ、運ばんというその台数のほうは、実際にマニフェストでそういった数字が出ていますから、その10車運んだんだろうということなんですけれども、その辺のところをしっかりと確認をしていただきたいというのをお願いをしておきたいと思っております。

それから続きまして、7月の臨時議会でのアスベストの処分量の質問の回答をいただきましたが、アスベストの含有率がわからないとか、袋の容量の説明だけに終始して、袋を何袋捨てたかなど質問した処分量の説明がありませんでした。再度お聞きをいたします。

説明のありました収納袋について、何点か疑問に思いました。1袋100リットルという説明があり、設計書に袋の枚数が全部で440袋となっておりますので、最大44立方メートル処理できます。煙突の断熱材はレベル1、塗装はレベル3の廃棄物として袋の基準が違いますので、それぞれ処

分した数量を教えてください。工事写真でトラックの積み込みを見て数えますと、約120袋ぐらいでした。設計書では8立方メートルの処分となっているので、1袋に100リットルは詰められないという説明があり、80袋ではないかと思いますが、写真で確認できる約120袋で計算しても、設計書の320袋は減額しなければなりません。なぜ減額していないのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 袋の数でございますが、これに関しましては、まず業者が、私どもが示した設計書に基づきまして、袋を購入されると思います。そうなりますと、その袋を購入してやっていただく以上は、たとえ余ったとしても、その分を減額してしまいますと、ではその袋の差額の分に関しては、業者が負担するということとなりますので、その点に関しては、私どもが前から申しましておりますように、この設計そのものが性能発注ということでやらせていただいておりますので、袋の数に関してはそのままということでやらせていただいたものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 変更設計書4ページ、6ページに吹きつけ塗装アスベスト処分の内訳があります。除去面積の合計は822平方メートルとなっています。処分量の合計は4.4立米となっています。剝離剤の必要量は、メーカーで調べると1平米当たり1キログラムとなっています。剝離剤必要量は822キログラムとなります。剝離剤は一斗缶で1缶当たり16キログラムということで、52缶が必要となります。納品書を確認すると54缶となっていますので、54缶で計算しますと、1缶の体積は周辺が23.8センチ、高さが34.9センチであるので、54缶の体積は、1.06立方メートルとなります。施工時に剝離剤が設計数量より多くなることは理解できますが、工事写真を見ますと、乾燥して剝離した塗装の袋詰めが確認できるので、アスベストの処分量が、剝離剤の納入量の約4倍となることは考えられません。

設計数量は、このように簡単に積算できるのに、処分量に3.34立方メートルの差が生じているのか、設計数量自体に疑問がありますので、工事写真で剝離剤使用量も確認できますが、1つ、検査で適正な数量をどのように確認したのかお答えください。

設計書9ページにも煙突断熱材アスベスト処分の内訳があります。除去工事面積は設計書で45平米となっています。設計処分量は3.5立米となっています。

2つ目、アスベスト施工計画書での厚みは5センチで、10.048平米となっています。計算すると、アスベスト処分量は0.5立米となります。設計数量は、簡単に積算できるのに、なぜ3立方メートル過大な数量となっているのかお答えください。

3つ目、また、マニフェスト総括表、工事写真を見ますと、1台で全てのアスベストを処分場へ搬入しています。設計書は3台での搬入となっていますので、2台分の搬入日は、減額精算しなければいけないのに、減額精算をしていないのはなぜかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 黒川議員、一問一答方式ですので、一問ずつお願いしたいと思います。

○6番（黒川美克） それじゃ、まず、検査で適正な数量をどのように確認したのか、それをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 事業者から提出をされました書類に基づいて確認をいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 続きまして、アスベスト施工計画書での厚みが5センチで、10.048平米ですから、計算するとアスベスト処分量は0.5立米となります。これがなぜ3立方メートル過大な数量となっているのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） このアスベスト処理に関しましては、何度もお話をさせていただきませんが、有資格者のいる専門業者による責任施工でございます。そのため、設計書では数量をお示しをさせていただいておりますが、実質的な業務に関しては、この有資格者の責任においてやっていただいております。その結果、発生したものにしましては、マニフェストで確認した後、最終処分場で処理をしていただいているという形になりますので、細かい数量までは把握ができておりませんので、すみませんが、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） マニフェスト総括表、工事写真を見ますと、1台で全てのアスベストを処分場へ搬入しています。設計書は3台での搬入となっておりますが、2台分の搬入日は書いてありません。これは先ほど市長が言われましたように、マニフェストでは1台分の数量しか載っておりません。3台という設計があるのに、なぜ2台で済んじゃっているのか、この分はなぜ減額しないのか、その点についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 工事とか、委託の場合に、例えばこちらがものをつくっていただく場合に、1日当たり大体例えば、標準の作業でこれぐらいの作業ができるんだろうという日進量という私ら言っていますけれども、そういったものがございます。それが業者さんの手によって、人を大きく投じるだとか、例えば機械をたくさん持ってきて仕事をするというようなことで、早く進んでそれが処理ができれば、それは業者さんの側に言わせれば、そこの中できちんと施工をして、なおかつ早く済ますということで、これは別に間違いでもおかしいことではありませんので、今おっしゃってみえる3台が1台で済んでおるという部分については、そういった施工管理の中から、施工の中で努力をされたんではないかと、そういうふう考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今のあれはおかしいじゃないですか。設計書では3日運ぶというそういう

設計書になっておるんですよ。それを1日で終わって、設計書はそのまま変更しなければいいと、そういうことはちょっとおかしいんじゃないですか。お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） ですので、その部分も当初は一般的な、それも私どもが先ほども一番冒頭に戻りますけれども、全てのものをこちらで数量を拾ったり、設計をしたというのなら、確たるものがあれば業者さんとの話もできるかもしれないですが、業者さんの見積もりによって当初マスターの見積もりをいただいて、それをそれぞれ3社で見積もりをいただいたものを入札に付しておるわけですから、その部分では当然ながら3日かかるものが1日で終わったということで、これは逆に、じゃ、4日、5日、仮にかかったら、その分を、じゃ、設計を見るんですかという話じゃないですかね。そういう話になれば業者さんは少しずつ運んで5回かかりましたという話になれば、その分全部設計を見るんですかとそれと同じだと思います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 水かけ論ですので、次の質問に移らせていただきます。

今言った理屈は絶対おかしいと思いますよ。そのために変更設計やるんですから、精算設計やるんですから。

続きまして、竣工検査で書類不備で後日提出された、240立方メートルの購入土の搬出伝票について疑問があるのでお聞きします。4トントラックに4立方メートル積んでいますが、9月議会で土の重量換算について、企画部長は1.8と答えておみえになります。4トントラックに4トンも積むということは、7.2トンの土を積むことは不可能だと思います。搬出伝票の数量は適切であったのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 申しわけありません、ちょっと搬出伝票の工事の一式の書類を手元に持っているということじゃないもんですから、今の御質問についても、一度、後ほど調べてお答えをしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） できるだけ早く答えてください。

これは先ほど市長が言った、あれと重なりますので、ちょっとまた質問させていただきますけれども、マニフェストもそうですが、1台のトラックが1日10往復処分場に運ぶなど不可能であることにもかかわらず、業者がつくった搬出伝票を調べもしないで確認したということであれば、検査は必要ないし、そのようなことは不正支出をとめられないのではないかとということです。チェックできると考えているのか再度お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 検査員の検査でございますけれども、出来形成果表でございます土の

搬入量を伝票に基づき確認をいたしております。提出されたものについては、それが正しいという前提で検査をいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 時間がありませんので、ちょっと早口でしゃべらせていただきます。

9月議会で、解体工事の土の搬出量650立米の処分単価について質問しましたが、答弁をしていただけませんでしたので再度お聞きします。

処分単価は、契約金額と数量から1立方当たり約1万600円となります。公表単価である建築コストを見ると敷地内に仮置きする費用は、1立方当たり670円となっています。契約単価は1万600円であることから、請負率68%を乗じた設計単価で比較しますと、公表単価の20倍となることから、とても納得できません。

また、臨時議会の答弁では、電話で聞いて数社単価を調べたと答弁していますが、積算基準では、公表単価と比較して見積もりを3社以上とり、安い単価を採用することになっています。設定基準と違う単価採用をしていることと、入札されない変更契約で業者との協議で決められたということからも、業者の言い値で契約することは不適切で、市に損害を与えているのではと疑問に思います。建設会社に聞いたところ、720立方メートルの瓦れきまじりの土を同じ敷地内に仮置きするだけの作業であれば、重機2台とダンプ4台あれば3日かからないということでした。現実に2日で終わらせています。産廃の処分費もないので50万円のできるのではないかということでした。随契で700万円追加費用を払うことは、600万円以上の税金が無駄遣いになっているのではないかと疑問であります。その根拠をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） まず、土のすき取り650立米という話だけではなくて、変更設計の2回目の設計書には、購入土を240立米購入をしているという部分もございます。さきの臨時議会、また9月議会のほうでも、すき取りをやる段階で当然ガラがまじっておる中で、そういったものを手ばつりをしながら、慎重にすき取りをしたということで、一般の機械による掘削というか、すき取り作業でなかったということで、そういった部分を考慮して、設計単価に反映をさせておるということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、企画部長、650立米と言いましたけれども、720立米の間違いじゃないんですか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 720立米は、前の議論に戻ってしまいましたが、650立米の土を掘って出てきた土が720立米ということで、私は前からも言っております。それが、土が締め固まった土を掘ったから、そういうふうに膨らんで、一部締め固めというのか、形成をされておるんで、押

さえはしてありますけれども、720立米ですので、設計書はきちんとすき取りは650立米というこ
とで記載をしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） すみません、また余分な質問になっちゃって。

今度のガラの処分のやつでは、720立米になっていますよね。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 何遍も同じことをお答えしておるんですけども、それは720立米の
現実土がありますので、それを処分をする新たな委託としてやるから、私どもは現実そこにある
土のボリュームを入れて、今後、建設工事で発生するであろう土の掘削土量をプラスをして、発
生土の処分委託をしたということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 7月の臨時会で、焼却灰だとかそういった特定有害物質みたいなものが、
もし出せば処理費が変わると企画部長の答弁がありました。また、追加費用が後から発生
しないように、建物のアスベスト、PCBだけではなく、地中埋設物や地下水についてもガイド
ラインにつけ加えるなど事前の対応、それから事前の予防策をしっかりと講じてまいりたいとの答
弁がありました。ガイドラインの見直しは、その後いつ行われたのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいまの御質問は、7月の第4回臨時会において、私の答弁に基づ
いて御質問をされていると思います。そのときにお答えいたしましたのが、ガイドラインにつけ
加えるなど、事前の対応に努めてまいりたいとお答えをしたところでございます。ガイドライン
につけ加えることは、事前の対応の一つの例として申し上げたものでございます。対応といたし
ましては、アスベストやPCBの事前の調査同様に、解体工事を行う場合など、試掘にかかる調
査費、こういったものを、予算をあらかじめ計上していくという方向性で対応してまいりたいと
考えております。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） ガイドラインということで、今、総務部長が答弁をしましたがけれども、
全然私ども何もしていないということじゃなくて、やはり県内の状況を専門のコンサル等に聞き
合わせ、資料提供等をしていただいております。これ議員も御承知だと思うんですよ。碧南高浜
線を工事、当時、市の職員であられたときに、そういうガラが発見されたときに非常に苦労され
たということで、大変御苦労されたと、それは私も覚えておりますけれども、予想せぬガラでし
たよ。

そういった中で、私どももこれまで事業を進める中で、ガイドラインということで、一例を申
上げますと、対象地の地歴をきちんと調べる。そこが従来からある土地の中に覆土をされたり

だとか、盛り土をされて、地形や形質が変わっているということであれば、その深さまで例えばボーリングをして、その出てきたボーリングのデータに基づきながら、基本的にはもうトレンチといって土を掘って、産業廃棄物なり、瓦くず等の分布を確認をするという方法しかございませんというような専門家から意見をいただいています。だから、そういった状況をどのくらいの頻度で、どういう場合に、どれだけの面積のときに、どういうふうにやっていくかということ、市として一度、ガイドラインのようなものをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 余り期待する答弁はされませんでしたので、次に移らせていただきます。

公共工事で地中から発見された廃棄物は、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」という書籍があるんですけども、これに基づいて、地盤汚染の調査が必要であるが、ダイオキシンや重金属など、特定有害物が含有されていたのか、調査結果を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 今、土壌汚染の検査ということだと思いますけれども、先日来お話ししております私どもの地目調査でも、ここは以前、田であったり、雑種地であったり、特定物質が出るような工場、事務所等は痕跡はございませんので、調査をする考えはございません。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 行政として責任がある適切な処理、焼却灰など検出されれば費用発生すると答弁をしておみえになります。市が調べないのはおかしいのではないかと思います。責任がある適切な処理とはどういうことかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） これも先ほど申し上げておりますが、私どもは、今、こども未来部長が答弁しましたように、当初そこは、明治ぐらいからずっと航空写真や国土地理院の持ってみえる状況写真、それから市のほうで保有している基本図等で確認しても、ずっと水田、いわゆる田んぼでございました。そこで、40年の後半になって建物が建って、そういったことが起きておるわけですので、そこで、いわゆる工場用の土地に利用されたとかそういうものはありません。その中で、きちんと調査をする必要がないというふうに判断をして、私どもは調査をしないということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 黒川議員、あと3分弱ですので、まとめてください。

○6番（黒川美克） 県は、建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアルの適応を受けるとのこの回答でした。このマニュアルに基づけば調査が必要になり、適正に処理するためには調査分析が必要となります。調査していない市の対応は不適切であると考えます。焼却灰などからはダイオキシンや重金属が含まれていることから、市民の健康被害を引き起こす可能性があります。焼却灰が出た場合、追加費用がある旨の企画部長の答弁もありますが、ダイオキシンや重金属が

含有されている可能性があることを認識したのではないのですか。県が調査不要と答弁をしていたとか、県に確認しましたら、そういったことはちゃんと市の責任において調査をしてくださいと、そういったことは言っておみえになりますので、市の見解をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 私は、過去の答弁で、焼却灰という言葉を使わせていただいたのは確かでございます。それは、エリアとしては非常に近接している箇所、いわゆる高浜南部の区画整理事業等では、そういったものを合意の上で処分をしておったというような話を地域の方も聞いておりますので、そういったことも踏まえて、そういった可能性がなきにしもあらずということでお答えをした限りでございまして、市の考え方としては、先ほど御答弁をしたとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 青少年ホーム跡地活用事業は、今までの答弁を聞いていても、設計書についても情報公開しないとか、追加工事の発注に疑問が多く、また、落札業者が請け負うことができないような協議をすることなど、甚だ疑問があります。国交省のホームページにも「情報の公開については「公開が基本」の考え方に立ち、国民の求めに応じて、情報を公開していく。」とあります。高浜市も市民への説明責任を果たすため、「公開が基本」という姿勢ということを要請しておきますので、これで一般質問を終わります。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時14分休憩

午後1時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、2019年度予算編成にあたり、市民要望の具体化を求める。以上、1問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

安倍首相は、憲法99条に書かれている「憲法尊重擁護義務」を全くわきまえず、憲法に自衛隊を書き込むことを発言し、いつでも海外で戦争ができるようになる国にと、しゃにむに改憲に突き進んでいます。与党からさえ、焦って進めるのはよくないと声が出ているほどです。また、来年の10月から消費税を10%に増税するとして、低所得者に負担がかからないようにと言いながら、逆に手続が煩雑になる方策をとるなど、国民が反対の声を出せないよう、あきらめるようにと次々と策を出しています。国民からは、このように景気の悪いときに消費税を引き上げたら大変なことになると反対の声が上がっています。

このような情勢の中で、日本共産党高浜市委員会は、市民の暮らしを守る立場から、2019年度予算編成に当たり、弱者切り捨ての風潮で市民の暮らしが一段と厳しくなっている情勢のもとで、行政が率先して税や公共料金の引き下げに取り組み、住民の暮らし・福祉を優先する住民が主人公の市政を実現することを求めて、吉岡市長宛てに、2019年度予算編成に対する日本共産党の要望を出したところであります。

この予算要望書は、1、市民福祉の充実のために、2、市民の暮らしと営業を守るために、3、安全で住みよく、快適なまちづくりのために、4、人間を大切にする教育、文化・スポーツの充実のために、5、行政効率を高め、公正で明るい市政実現をめざして、6、平和な高浜市の実現をめざして、の6つの分野にわたり75項目を要望しています。今回の質問では、特に緊急性が求められる課題を重点的に質問しますので、市民要望を実現する立場での確かな答弁をされるようあらかじめお願いしておきます。

最初に、市民の命と健康を守るために。

豊田会高浜分院に診療科目の充実・救急医療体制を復活するよう申し入れること。また「高浜分院の移転新築に関する協定書」を見直し、補助金等の支出を廃止すること。

また、住民投票にまで進んだ中央公民館の解体は、住民の信任を受けないまま病院建設が進み、高浜分院の移転建設も着々と進んでいます。平成31年7月には、分院の名称も変更し、医療法人豊田会高浜豊田病院となるとお聞きしています。今後、現分院の建物は、5年間は豊田会のものとして保存、固定資産税などはその間無償で、管理は市役所とお聞きしています。しかし、これまで曲がりなりにも病院として運営していたから、固定資産税は無償であったわけなのに、建物だけで中身は何もなし、何に使うわけでもないのに、なぜ無償で管理のみ高浜市が行うのでしょうか。市が管理する理由は、お答えください。

さらに、ワクチンについて伺います。

現在問題になっている風疹や、高齢者肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ、おたふく風邪などについて補助の充実を図ること。風疹は、20歳代から40歳代の男性が接種をしないまま成長した方が多く、罹患者が発生、妊婦さんは20週ごろまでの方が一番問題で、この時期の妊婦さんが風疹にかかると、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、心臓に病気があるなど「先天性風疹症候群」という病気を持つ赤ちゃんが産まれる可能性があることです。そこで、これらのワクチンに対する助成の拡充をする考えはないか答弁ください。

次に、子育て支援に移ります。

高取幼稚園と高取保育園を一緒にして、高取こども園として運営が変更されるということで、工事が進んでいます。平成31年4月には、新しいこども園ができて運営が始まります。そこで、幼稚園と保育園に通っていた子供さんが、今後は一定時間一緒に生活することになります。

さらに、12月議会に提案されている議案第83号では、認定こども園化に伴い、認定こども園の

運営主体に職員を派遣するとしていますが、このことの内容をお示してください。

民営化する場合、保育士は正規と臨時職員がみえると思いますが、これらの方は全員こども園に移るのか。これまでの職の身分保障はどうなるのか。

また、何名の保育士さんが派遣されるのか。何年派遣されるのか。それらの方の人事異動はあるのか、詳しい内容をお答えください。

高齢者福祉について伺います。

これまでもトップクラスであった介護保険が、ことしは県内で3番目に高い保険料になっています。この保険料引き下げのために、所得階層の多段階制の拡充、低所得者に対する市独自の保険料・利用料の減免制度を設けること。また、100人に近い待機者解消のための施設の増設など基盤整備の充実を図ること。当市が行う「上乘せ」「横だし」サービスに対しては、市独自の施策として措置すべきであり、国に対しても補助対象とするよう要求すること。また、「横だし」サービスの緩和を図ることなど実施する考えについて見解をお答えください。

さらに、障がい者の雇用問題は、中央省庁が雇用する障がい者数を水増ししたものがわかって、騒然となったのもつい最近のことです。

身体障がい者は436万人、知的障がい者が108万2,000人、精神障がい者392万4,000人の方が全国でおられるということですが、高齢者になるに従って耳が不自由になる方もおられます。耳が不自由になると生活も不自由になり、社会との関連も弱くなります。そこで補聴器を使うことになりますが、高額なため使うのをちゅうちょしています。また、耳の障がい者というのは、余りおおっぴらには聞かないものですが、そこで、手帳を持っていなくて、何デシベルという最高に聞こえない方に対して助成をする考えはないかお答えを願います。

次に、環境行政。

安全で住みよく快適なまちづくりのための環境行政、ごみ問題について伺います。

先日、どこの地域か聞き落としましたが、ごみが、小さい袋が10枚で120円、大きい袋が10枚で150円、また、隣町では、10枚で100円になっているが、市役所は住民に説明もしないで値段を決めてしまったと不満が出ていると、テレビでごみ袋の有料化の放送をしていました。

高浜市も、6月に高浜市リサイクルカレンダーが配られ、資源ごみの分け方など説明が載っておりました。小さな字で、ごみの減量化を進めるため、無料配布の中止を検討していますと書かれていました。9月の防災訓練では、可燃袋無料配布をやめて有料化したい旨のお話がされ、意見があったら意見を出すようにと話がありました。

11月に回覧板では、ごみが減らないので有料化する。要するに、1件当たり1年間で世帯人数による一定枚数の有料袋を配るこれまでの方式を変えて、全て買ってもらう方式に変える。その際1枚の値段は、40円になるのか、80円になるのかまだ決めてはいないという担当のお話でした。

そこで、1つ、ごみ関係で用いる1人当たりとはどのような数字を指すのか。

2つ、家庭系ごみの内容とその量と1日1人当たりの家庭系ごみ量の推移は。

3番、資源ごみ分別収集の量の推移は。

4番、資源化率（リサイクル率）はどうか。

5番、碧南市との比較は。

6番、紙おむつなどを使用する方などに、指定ごみ袋を追加で配布していると思いますが、どれくらいの方に配布しているのか。

7番、指定ごみ袋の販売枚数や販売額の実績は。

8番、これまでどのような啓蒙活動をしてきたのかについてお答えください。

1問目は、これで終わります。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、内藤とし子議員からの一般質問、2019年度予算編成にあたり、市民要望の具体化を求める。

初めに、高浜分院についてお答えします。

現在、刈谷豊田総合病院高浜分院は、内科・外科、整形外科及び眼科を標榜しています。今後は、現行の診療科に加え、新たに専門外来として腎臓内科が標榜されます。

次に、本市の救急医療については、高浜市と刈谷市を合わせ、市域を越えた広域な医療圏において、きちんとした体制のもとで、効率的で質の高い救急医療を提供してもらうことが必要であると考えています。ただし、この広域での救急医療体制に何らかの支障が生じ、高浜市単独で救急医療体制を構築する必要性が生じた場合には、医療法人豊田会に対して交渉することも可能であると考えております。

次に、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転に伴い、ことし3月、本市は医療法人豊田会と「病院の移転新築に関する協定書」を取り交わしました。その後、豊田会による病院建設工事が始まり、来年7月からは、新病院での診療がスタートする予定です。また、協定書では豊田会は、病院の移転を機に、自主自立した運営に努めることとしています。とはいえ、移転後すぐに収支均衡を保つことは困難であることから、豊田会に対しましては、期限を定めて財政支援を行うこととしています。

まず、移転新築費補助金の20億円とその利子補給分につきましては、平成21年4月に市立病院を民営化した際の約束事であり、今回の病院の移転に当たり、新たに協議した内容ではありません。

次に、経営基盤強化補助金として、年間3,000万円を10年間にわたり支援いたしますが、これは新たに一般病床を導入することに対する財政支援です。今回、新病院に設置される回復期の一般病床は、刈谷本院だけでなく、安城更生病院や碧南市民病院などで急性期治療を終えた患者の受け皿となり、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーション機能を提供します。また、医師会の

先生方からの要望でもある、肺炎等の短期入院への対応も可能になることから、必要な財政支援であると考えています。

また、旧高浜分院の建物の底地に係る借地料や建物等の固定資産税については、新病院の経営が安定するまでの間は財政支援するものの、移転後6年目からはいただくことになっていますので、期間を定めた支援です。

続いては、来年の7月以降、新病院へ機能移転した後の高浜分院についての取り扱いです。

協定書では、「移転日後6年目を目途に、豊田会が建物を取り壊すものとし、取り壊しまでの建物管理については、高浜市が行う」こととしています。

これは、豊田会が新病院の建設に当たり、何十億という多額の費用が一時的に発生するため、高浜分院を解体するための費用負担の時期をずらすための措置であり、取り壊しまでの管理は市が行うこととなります。加えて、取り壊しまでの借地料や固定資産税についても財政支援する形になります。

これは、病院の機能が失われ、利益を生まなくなった資産管理を市が管理することで、豊田会が新病院の経営に専念することができ、早期の収支均衡を実現するためのものです。こうした支援により、新病院の経営が早期に安定すれば、高浜分院の取り壊し時期も前倒しできると伺っております。

ここで、一つ申し添えておきたいのは、今回の「病院の移転新築に関する協定書」に盛り込まれた財政支援の内容は、必ずしも豊田会にとって有利な条件だけではありません。

それは、病院の民営化から移転するまでの間は、高浜分院に対する財政支援のほかに、豊田会に対する財政支援がありました。

内容は、地域医療・救急医療振興事業補助金と高度医療機器等補助金であり、どちらも刈谷市との人口比率を勘案し、刈谷市が負担する額の30%を支援するもので、毎年、合わせて5,790万円の補助金が発生していましたが、病院の移転後は、これらの財政支援を全て見直し、廃止することとしております。

つまり、新病院の経営を安定させて、早期に自主自立していただくための支援措置は講ずるものの、一方では、従来からの補助金の内容の見直しも行っています。

現在、国は団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、地域医療構想を進めていますが、高浜市を含めたこの圏域は、人口減少傾向にあるほかの地域とは異なり、2040年までは医療需要が増大すると見込まれています。

病床を持った医療資源が本市には一つしかなく、病床を守っていかなければならず、そのために必要な財政支援を、期限を定めて行うものであり、豊田会に対しましては、引き続き、自主自立した病院運営を早期に実現するよう申し入れていきます。

次に、ワクチン接種補助についてお答えします。

議員御質問にありました、特に、風疹ワクチンについてお答えをさせていただきます。

風疹のワクチン接種については、市として、妊娠を予定している女性を対象に、平成26年4月1日から接種費用の一部を助成をしております。

次に、高齢者福祉についてお答えします。

まず、「高い介護保険料の引き下げのため、所得階層の多段階制の拡充、低所得者に対する市独自の保険料・利用料の減免制度を設けること」についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、第7期の所得段階につきましては、低所得者への配慮により、前期と比較して1段階ふやし、県内トップの17段階としています。また、低所得段階の乗率についても、国基準より引き下げを行っています。

介護保険料の減免については、これまでどおり、国の示す保険料減免の3原則を遵守してまいります。また、利用料の減免については、法に規定している災害時の特別な事情によるもの以外は考えておりませんが、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人等による負担軽減制度については実施してまいります。

次に、「待機者解消のため特養ホームの増設をはじめ、介護保険の基盤整備充実を図ること、併せて国、県への財政支援を求めること」についてお答えいたします。

介護保険の基盤整備につきましては、平成5年の特別養護老人ホーム「高浜安立荘」の整備以降、中長期的な見通しを持って計画的に進めてまいりました。

ここ数年では、平成25年4月から、高浜市民のみが利用できる地域密着型特別養護老人ホーム「論地がるてん」がサービス提供を開始しています。平成28年度には、高浜市社会福祉協議会が認知症グループホームを整備し、平成29年度からは、「高浜安立荘」が100床から120床に増床しました。

今後の基盤整備につきましても、これまで同様、中長期的な見通しを持って計画的に進めてまいります。

次に、「当市が行う「上乘せ」「横だし」サービスに対しては、市独自の施策として措置すべきであり、国に対しても補助対象とするよう要求すること。「横だし」サービスの緩和を図ること」についてお答えいたします。

本市では、制度創設以来、介護者の負担軽減や介護予防の観点から「上乘せ」、「横だし」サービスを市独自の施策として実施しています。

「上乘せ」、「横だし」サービスについては、いずれも制度上、第1号被保険者の保険料を財源として事業を行うこととされており、国の補助はありません。

また、横出しサービスについては、平成27年より社会参加や生活支援の充実を目的として、介護予防拠点施設の使用料や口腔ケアの介護用品の購入が居宅介護支援券の使用品目に追加されるなど、常に見直しを図っております。

次に、「介護保険や障害の認定はない方で耳の聞こえの悪い方に対して、補聴器購入の補助はないのか」についてお答えします。

介護保険制度には、補聴器に対する補助制度はありませんが、障がい者制度では、身体障害者手帳所持者であれば、補聴器を補装具として支給することができます。聴覚障害の4級と6級が高度難聴、聴覚障害の2級と3級が重度難聴とされ、中・軽度補聴器は補装具の対象外となっております。

ただし、本市では、身体障害者手帳の交付とならない軽度及び中等度の聴覚障がい者を有する18歳未満の難聴児に対し、言語及び精神の発達、学力の向上、社会性の構築等、難聴児の成長を支援することを目的とし、補聴器購入等を補助する制度を平成28年より実施をしております。

次に、環境行政ごみ問題についてお答えします。

まず、ごみ関係で用いる1人当たりとは、10月1日現在の人口の人数であります。また、1人1日当たりのごみ量とは、ごみの総排出量を人口と365日で割り返したごみの量であります。

次に、家庭系ごみの内容としては、各家庭から指定ごみ袋で排出されたごみやクリーンセンター衣浦に直接排出されたごみなどがあります。

家庭系ごみの排出量につきましては、平成27年度が1万243トン、平成28年度が1万311トン、平成29年度が1万274トンであります。

1人1日当たりの家庭系ごみの量の推移につきましては、平成27年度が538グラム、平成28年度が540グラム、平成29年度が534グラムと、530グラムから540グラム台で推移をしております。

次に、資源ごみ分別収集の収集量としては、平成27年度が1,349トン、平成28年度が1,245トン、平成29年度が1,116トンとなっており、毎年減少傾向となっております。

次に、本市の資源化率（リサイクル率）につきましては、愛知県が取りまとめております「一般廃棄物処理事業実態調査」に基づき、お答えをさせていただきます。まず、平成26年度が15.4%、平成27年度が13.8%、平成28年度が12.9%と減少傾向となっております。

次に、碧南市との比較であります。まず、家庭系ごみの排出量ですが、平成27年度が1万7,381トン、平成28年度が1万7,293トンであります。

1人1日当たりの家庭系ごみ量は、平成27年度が589グラム、平成28年度が559グラムであります。

資源ごみ分別収集の収集量としては、平成27年度が3,401トン、平成28年度が3,427トンとなっております。

資源化率（リサイクル率）につきましては、平成27年度が18.7%、平成28年度が18.6%となっております。

次に、紙おむつなどを使用します要介護4・5の方や民生委員からの申請があった方々に、指定ごみ袋を年間20枚追加で配布をしておりますが、配布件数につきましては、平成28年度が245

件、平成29年度が206件、平成30年度が229件となっております。

次に、無料配布分の指定ごみ袋が不足した際に購入していただく指定ごみ袋の販売実績ですが、平成28年度は中袋が63万8,880枚、小袋が10万740枚、販売額は合計で2,857万7,400円、平成29年度は中袋が69万7,090枚、小袋が10万7,200枚、販売額は合計で3,109万9,600円となっております。

次に、ごみの資源化に関する啓蒙・啓発活動につきましては、広報たかはまやごみ分別便利帳への掲載などを通じて啓蒙・啓発活動を進めてまいりました。また、平成28年10月から、生ごみ処理機に係る補助金を上限2万円から上限3万円に引き上げるなど、ごみの減量化が図られるよう取り組んでおります。

次に、分別収集の立ち番は、地域の皆様のコミュニケーションの場であるとともに、分別知識の向上、あるいは面識社会（安心・安全「防災や防犯」等のまちづくり）の構築などが図られる場であると考えております。

町内会による輪番制の廃止は、地域の皆様が廃止しても分別収集に問題がないと判断された時点で考えてまいりますので、今のところ委託による方法は考えておりません。

また、平成28年7月より、屋敷町町内会では、町内会の創意工夫により、毎月第1・第3週の立ち番をシルバー人材センターに委託し、町内会員の負担軽減を図っておられます。

次に、生ごみの資源化及び減量化は、生ごみ処理機等の補助制度や町内会による拠点回収支援を継続するとともに、民間回収との連携を検討しながら一層のごみ減量化を推進していきます。

指定ごみ袋制度の廃止は、以前のような黒い袋で出されると中身が見えなくなるという作業中の安全性の確保及び資源ごみを入れてもわからないというモラルの低下、市外のごみが持ち込まれやすくなる等の問題から考えておりません。

また、指定袋の有料化については、さらなるごみの減量化を進めるため、指定袋の有料化も、一つの手段と考えていますので、ごみの減量化の達成状況を注視し、近隣市の動向も踏まえながら、有効な手段であると判断できれば、指定袋の無料配布の廃止による有料化もあり得ると考えております。

次に、子育て支援についてお答えします。

高取幼稚園及び高取保育園の民営化及び認定こども園化については、これまでも御答弁いたしておりますとおり、移管事業者として決定した社会福祉法人清心会が、平成31年4月1日より運営主体として運営を開始することとなりますので、清心会に運営をお任せすることになります。清心会は、平成19年度より認定こども園翼幼保園の運営実績があり、安心してお任せできる事業者であると認識しております。

民営化に当たっては、保護者と園児が民営化後も安心して園を利用していただけるよう、これまでも保育園の民営化において、市の職員を派遣してまいりました。

最初に平成10年4月より、高浜南部保育園を高浜市社会福祉協議会にお任せした際には、主任

保育士と担任保育士をそれぞれ1名ずつ、計2名の正規職員を派遣しております。派遣期間は、平成10年度は2名でしたが、平成11年度は主任のみ派遣しております。結果、2年間の派遣期間となりましたが、正規職員を引き上げた後も大きな問題もなく、運営をお任せできております。

次に、平成13年4月より、よしいけ保育園を知多学園にお任せした際は、南部同様に、主任保育士と担任保育士の2名を派遣しております。こちらは、法人との協議により1年間の派遣でございました。その後も、中央保育園と吉浜保育園の民営化の際にも、期間は異なりますが、正規職員を2名ずつ派遣しております。

今回についても、募集要項では、必要に応じ、合同保育や職員派遣などについて協議をすることとしておりますので、現在、清心会と職員の派遣等について、協議をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） いろいろ今お答えいただきましたが、さまざま財政的にも厳しい予算編成になっていると考えますが、独自の財源確保の取り組みが求められていると思います。この間、法人税は国へ召し上げといった方策がとられていますが、ほかにどのような方策を、個人市民税、法人税ともにどのような方策をお持ちなのでしょうか。

また、法人市民税の超過課税、不均一課税についてはどのように考えてみえるのでしょうか。

また、県内ではどのような数字になっているのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） まず、法人市民税の超過課税につきまして、県内の状況について御答弁させていただきます。

現在、29年度の決算が最新のものとなっておりますので、愛知県内の29年度の状況につきましては、54市中、標準税率であります9.7%を採用している団体が40団体で74.1%、一律超過課税をしている団体はございません。

質問のありました資本金等によって、不均一課税を実施している団体は、13市1町の25.9%となっております。

また、超過課税を適用すべきではということについては、このことにつきましては、9月の決算委員会のほうでも御答弁させていただきましたが、超過課税につきましては、地方税法の第7条において規定はございますが、不均一課税には特別な事情が必要となります。この特別な事情の中には、財政状況のほか、地域の特性に応じた特別な政策課題への取り組みも含まれると解されておりますが、何より、企業の皆様に御納得いただけることが重要であると考えております。

現在、法人税制におきましては、成長志向の法人税制改革といたしまして、課税ベースを拡大

しつつ、税率を引き下げるといふ考えのもと、法人税の実効税率の引き下げが行われております。加えて、高浜市では企業誘致による税収の確保に取り組んでおり、現時点では企業の皆様に納得していただける特別な事情は見当たらないと考えており、不均一課税の採用は考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 特別なあれがないといふことを言われましたが、法人税は今1億円以上の収入のある方は、税金が下がっているような制度になっていますし、個人市民税はずっと上げられたままといふか、以前やっていたような20%減税みたいなものありません。法人市民税については、先ほども言いましたように、国へ召し上げみたいな形で下げられています。そういう意味でいっても、本当に非常に不公平、不適切という状態でありますので、ぜひこの問題考えていただきたいと思ひます。

それから、住民の命と健康を守るためにといふところで、病院問題について伺ひます。

まず、確認しますが、新病院は、前回40億円かかるといふようなお話があったかと思ひますが、その点間違っていないのでしょうか。まずお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 医療法人豊田会からは、医療機器の購入も含めまして、およそ40億円かかるといふふうに伺っております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、40億円かかるうちで、高浜市が23億円、ほかにもいろいろですが、固定資産税も無償と、それから古いほうですね、これまでの分院のほうも持つてはいるけれども、無償でいくといふような形ですと、非常に至れり尽くせりの何倍かといふような感じがいたしますが、その点についてまずお聞きをいたします。お答えをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） まず、移転新築費補助金の20億円と利子補給補助金につきましては、平成21年4月に高浜市立病院を医療法人豊田会へ民間移譲した際に、約束させていただいたものでございます。したがって、今回、病院の移転に当たって、新たに豊田会と協議した内容ではないといふことでございます。

それから、経営基盤強化補助金の10年間で3億円につきましても、一般病床を導入していただくための支援補助金であるといふことを御理解いただきたいと思ひます。

また、旧病院に係ります固定資産税等の支援につきましては、早期に新しい病院の経営を安定していただくための支援といふことで御理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 天下の豊田会を相手に、それぐらひの費用を、私個人的には見たこともさわったこともありませんけれども、それぐらひのお金が都合がつかないといふことはないはず

で、非常に至れり尽くせりではないかと。先ほども、これまでの10年間で高浜市が負担していた30%の5,970万円を持たなくなった分だけ減るじゃないかというようなお話が出ましたが、これも、もともと高浜市が負担し過ぎであって、やっぱりこれ刈谷総合に前の分院も管理をさせて、直ちにもとに戻せと思いますが、その点ではどうなのでしょう。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 先ほどおっしゃられました地域医療救急医療振興事業補助金ですか、高度医療補助金、こういった補助金というのは、病院を民間移譲する際に、相手方であります医療法人豊田会から、新たに高浜市が豊田会の傘下に入って病院を経営するというのであれば、やはり刈谷市と同じ財政支援をしてもらわなければ、それは承諾ができないということでしたものですから、刈谷市との人口比率を勘案してお支払いをするということを決めさせていただいたものでございますので、これは本当に民営化の際の約束事でございますので、御了解を賜りたいと存じます。

また、旧病院の固定資産税等につきましても、一日も早く経営を安定して自主自立した運営をしていただくための支援ということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） これまで、まだやっていますが、古いほうの分院の固定資産税と、それから新しく今度できあがる病院の固定資産税は、幾らなのでしょう。どれくらいになるのかお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 現在の刈谷豊田総合病院高浜分院に対します固定資産税でございますが、平成29年度の豊田会に対する支援額でお答えさせていただきますと、1,227万2,900円でございます。また、現在建設中の新病院に係ります固定資産税については、現段階ではまだ建物もでき上がっておりませんので試算しておりません。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 新しい病院の土地の固定資産税だけでもわかりませんか。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 現段階では試算はいたしておりません。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） この新しい病院が40億円かかって、そのうち高浜市がかなりの金額を負担するという事なんです、高浜市の財政力からいっても、かなりこれ無理がありますし、それから、刈谷と同じように高浜市が負担しなければというお話出ましたが、最初の話は3年間だけのお話でしたので、これはその4年目のときに、いや違うんだと言って無理やり話をずらされたので、これは本当に補助金が随分たくさん補助しちゃっているというふうに思います。

高浜市が、何でその管理をずっとするのかという点で、先ほどまだお答えいただいてなかったので、もう一度お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 旧病院の管理を高浜市が行うことにつきましては、先ほど答弁の中にもありましたけれども、病院の機能が失われ、利益を生まなくなった資産管理を私どもが行わせていただくことで、医療法人豊田会が新病院の経営に専念することができ、早期の収支均衡を実現するためのものです。こうした支援によりまして、新病院の経営が早期に安定すれば、分院の取り壊しの時期も前倒しできるというように伺っておる次第でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 新病院の経営にかかり切りになれるというお話がありましたが、かかり切りになれるようがなれまいが、分院は刈谷総合に無償移譲しているわけですから、これは高浜市が管理するのはおかしいと思います。直ちにもとに戻せと要求しておきます。

それから次に、ごみ問題について伺いますが、6月にカレンダーに書いてあるというものの、小さな字で、どれだけの人がこの文章に注意をしたか。

それから9月の防災訓練時に意見を出してと言われたけれども、どれくらいの意見が出たのか。そもそも防災訓練時にどれだけの人が、要するに防災訓練に参加している方たちがどれだけ聞いているか。

また、11月に有料化されるかもしれないと回覧板で回ったというものの、町内会の加入率が約半数から6割というときに、回覧板で回ったというだけでいいのかどうか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） まず、6月に配られるごみ分別カレンダーでございますが、この中に内藤議員言われるように、ごみの減量化を進めるため、無料配布の中止を検討していますというふうに書かせていただいております。こちらにつきましては、町内会の未加入の方が市役所のほうにごみ袋を取りに来られるときに、あわせて配布をさせていただいておりますので、配布をしてからしっかり読んでいただける方と、読んでいただけない方がおられるかもしれませんが、私どもは渡させていただいて読んでいただきたいなというふうに思っております。

先ほど、11月に有料化の検討をしておるといふ回覧がなされたということで、町内会に加入していない人は、そういうことは回覧では見られないじゃないかという御趣旨の質問だと思います。これまさに昨日の町内会行政連絡会でも同じ御意見を賜りまして、そのチラシをラミネートしたものを分別拠点に張って、町内会に入っていない方にもPRしたいというように、町内会長からの御依頼もありましたので、必要に応じて私どものほうで町内会のほうに配布をさせていただこうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） このごみの問題ですが、いろいろ聞いてみますと、外国の方が日本に、高浜にみえて、分別がわからなくて可燃ごみに入れてしまうとか、これは実際あった話ですが、そういうことが起きているんですね。この場所は、たまたま地域の方の協力で改善されましたが、ほかの地域でも同じような問題が起きているだろうと推察されます。

また、朝早く出て、4時に仕事に出て、夜遅く帰ってくる方、独身の方ですが、本当にどこへ持っていったいいかわからないという方がみえるんですね。こういう問題、一つ一つを解決しないと、ごみが減らないのではないかと思います。

それから、先ほど3問目、4問目、お話がありましたが、資源ごみの分別収集量というのが毎年減少傾向、これは資源ごみの減少傾向というのは、今、中日新聞さんなんかが集めていただく新聞なんかの収集、それからドミールとかカーマなんかで新聞だとか、雑誌だとか、段ボールなんかを集めて、それからまたペットボトルだとか、発泡スチロール、かなりのいろいろなものを集めていただいています、こういうのが入っているのでしょうか。まずお聞きいたします。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） まず1点目の御質問の外国人に対する周知だと思います。

外国人の方が高浜市に転入をしていただきますと、先ほどのごみカレンダーの英語版とポルトガル語版と昨年度からベトナム語版をつくっております。これに基づいて御説明をさせていただきます。あと分別便利帳につきましても、現在、英語、ポルトガル語ありますので、そういったものを使いながら正しく分別してくださいということで、御依頼をさせていただきます。

あと、ごみの減量のところで、夜が遅くて朝が早いということで、出しづらいという御意見でございますけれども、そういった方々を対象に、毎週日曜日、第1から第4週まで、旧の不燃物埋立場で特別搬入という形で、8時から10時半まで、そういった方々を対象に救済をするということで特別拠点を開催させていただきます。

あと、3番目の御質問の資源化ごみが若干減っておるよということで、まさに言われるとおりでございます、こちらにきょう新聞入っていましたが、中日新聞さんですとか、カーマさんとかで、新聞等々の回収をやっておりますので、非常に出しやすいというところもありまして、市の分別収集に出る量は、毎年減っております。減っているという状況は、ずっと今続いております。特に大きいのが、紙類が多くて、25年度と比較すると大体46%ほど紙類は減っております。そんな状況でございます。

こちらの民間で集めたものが、市の回収量に反映されておるのかという御質問でございますけれども、民間で集めたものが、ちょっと私どものほうで把握をすることが非常に困難でございますので、難しいところがありますけれども、中日新聞さんに先日ちょっと確認したら、昨年29年度が477トン、紙類で回収をしておるという情報はいただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今、中日新聞の量は、これは高浜市のみなのか、期間がどういうふうなのか、ちょっとそれもわかったらお示しをいただきたいと思います。

5市の状況を調べてみましたら、安城が25年や26年は600グラム台、27年、28年700グラム台、29年がまた689グラムと下がっています。それから刈谷が700グラム台、これ1人1日当たりの量ですが。碧南市が589グラムが27年、28年が559グラム、29年度は速報値ということで565グラム、それから知立は、ここはちょっと高くて900グラム台と、29年度が881グラムということなんです、高浜市は分別の数も大変多いですよ。安城市なんかは20分別だと言われました。それだけ高浜は当初から頑張ってきていると、現在でも470グラムということは、よそに比べてかなりいいんですよ。

有料化して減量化したいという話が出ましたが、この碧南除いたほかの地域は、みんな袋を有料化しているんですが、有料化しているからって、高浜より減量化にはなっていないんですよ。その点で、目標値を見ても、1人1日当たりのグラム数を見ても、本当に高浜は懸命に頑張っている数字が出ているわけですから、こんな有料化にする必要はないと思いますが、その点ではどのように考えてみえるのかお聞きいたします。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） まず第1点目の中日新聞さんの販売のところでございますが、これ29年度の販売店さんが3社ございますので、その市内の累計が477ということで、集めておられるのは新聞ですとか、折り込みチラシ、雑誌、段ボールということになってございます。

2問目の質問の高浜市が非常にごみ減量頑張っておるということで、非常に頑張っております。ですけども、先ほどちょっと御質問の中に470とありましたけれども、ちょっとこれ違いました530から540グラム台ということで御承知ください。先ほどるる近隣地の状況を申し上げていただきましたけれども、若干その数字申し上げていただいたのが1人当たりのごみ量でも、不燃物を含んだ量ですとか、今回出ています家庭系ごみの量だとか、多々いろいろまざった数字が出されておりますので、改めて申し上げますと、28年度の県の調査では、碧南市さんがこれ家庭系ごみですが559、刈谷市さんが566、安城市さんが502、知立市さんが545となりますので、私のほう、どちらかというと下から2番目の状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） これは、先ほども言いましたが、外国の方たちが可燃ごみに全て入れてしまう、これ実際にあつたんですが、段ボールの薄いような紙なんか破いて入れてしまうとか、それと、それから発泡スチロールやそういうのを分別をしないで入れてしまうという方が、実際、

外国の方のやつを見て、近くにみえて見てきた方もおられるんですね。そういうのもきちんと正確な数字を調べなければ本当の、有料化したらごみが少なくなるということが納得がいかないんですけれども、そういう点で、当初この分別が始まったころは、担当の方はごみの袋の中を調べて、どういうものが入っているか全部調べて、かなりの数の分別になってきたわけなんですけれども、今そういうことをやってみえるのでしょうか。まずお聞きいたします。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） まず最初に、外国人の方が可燃ごみ袋の中に紙を、段ボールを破って入れたりというようなことがあるよということで、これ私否定はしません。そういったことは確かにあるかと思えます。それは外国人に限ってではなくて日本の方もございます。マナー不足という部分で、もうちょっと我々もPRしていかないかなということ、そういったものもこういった市のごみ分別便利帳に、段ボールだとかいろんなものを出してくださいといったことと書いてありますので、分別便利帳をいかに読んでいただくか、そういったところでも一つあるかと思えます。

もう1点が……もう1点、何でしたでしょうか。すみませんでした。これ平成7年10月から指定袋をやっておるんですけれども、職員がその全てのごみ袋を何か開いておるということは、ちょっと私も経験がございませんので、何とも言えませんが、今マナー違反で不法投棄に当たるようなものが出ておる場合は、私どもの市民生活の者が中を開いて、住所がわかるものがあれば写真を撮って注意の文書を送っておるというのはありますけれども。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 担当の方が、当初、全てのごみ袋を開いているとは言いませんが、目ぼしいのをチェックして開いて調べてみえたんです。最近、先ほどもどのような啓蒙活動をしているかという話の中で、啓蒙活動というもののカレンダー出したり、いろんなものは出してみえますが、実際にいろんな場面で新しく入ってみえた方だとか、若い方たちに、地元でずっとみえたような方は、随分訓練されてきていますからわかるんですが、そういうことがわかりにくい方たちは、やっぱりまだまだ分別が十分身につけていないとか、しっかり定着していないと思うんですね。そういうのを調べなければ、やっぱり本当の正確な数字というのは出ないと思うんですが、その点で数字が曖昧なまま、有料化したら減量するというような、減量先にありきのよさを感じるとも強く持つわけですが、こういう方向ではやっぱり減量化はできないと思うんですが、その点まずお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） まず1点目のごみ袋を開いておったという件でございますが、平成7年のときに、ちょっとデータ収集の感じで、ひよっとしたら組成調査という形で開いておった

のかもしれませんが。現状は、組成調査は一般の方がルールを守ってごみステーションにごみを出して、自分のごみ袋を開かれると気持ちいいもんじゃございませんので、そういったものはクリーンセンターのほうで確認をさせていただいて組成調査することはございます。

あと、2番目の正確な数字ということをおっしゃっていただきましたけれども、正確な数字というのが今可燃ごみの中にリサイクルに回るようなものが入っておる、そういった状況も含めて今の数字が正確な数字でございます。

3点目のごみ減量ありきじゃないかと、まさにごみの減量を図るために無料配布の中止をさせていただきますので、議員の申し上げとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） それでは、この分別でごみの袋がどれぐらいかという数字、値段の問題がずっと出ていないんですが、その値段がもし決まっているようだったら、それを教えていただきたいということと、それから、指定ごみ袋の有料化先にありきでは、やっぱり本当のごみ減量化にはならないのではないかと。ごみというのは、もともと市が責任を持たなきゃいけない施策として決められているわけですから、きのう配られた資料を見ますと、無料配布の廃止による有料化に伴う町内会の支援策ということで、案が書かれています、こういう町内会で、それぞれの町内会で幾らのお金が浮いてくるかというような計算がされていますが、これはやっぱりちょっと本当に有料化先にありきの考えではないかと思いますが、その点お示してください。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） まず1点目のごみ袋の値段でございますけれども、一つまだ決定はいたしておりません。一つの目安として、現状の中袋が40円、小袋が30円でございますので、ここが限度かなというふうな一つの目安とはしております。

次のごみ袋の有料化ありきでこの話が進んでいるんじゃないかという御質問だと思いますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、ごみ袋の有料化が先ではなくて、ごみの減量が先にきて、結果、無料配布の廃止によりまして、有料化になるということで、順番はごみ減量が先にくるということをお願いいたします。

あと、町内会支援策のところでございますけれども、有料化になったときにごみ袋の販売代金が上がるという、要は収入のほう为上積みされるというふうに試算はしておりますので、何らかの形で町内会様のほうにその分をお返しをできたらなという趣旨でございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 有料化ではなくて、減量先にありきだと言われました。減量先にありきでしたら、やはり分別できる資源ごみも可燃袋に入れている方たちがかなりおられると思うんですが、そのことを解決してからのほうが減量化につながると思いますが、その点はどうかという

ことと、それから40円の資源袋代になりますと、もちろんなかなか余分には買えませんので、ぎりぎりに入れてということになるんでしょうが、やっぱりそれがすぐにそういうふうにならない、ごみの不法投棄などに結びつく場合もありますから……

○議長（鈴木勝彦） 内藤議員、あと5分ですのでまとめてください。

○12番（内藤とし子） まずその点をお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 内藤議員にお礼を申し上げます。可燃ごみの中に分別ができるものが入っておるといふところがあります。これまさに、そういったものを可燃ごみから出していただいて、リサイクルに回していただく、これが私どもの狙いでございます。

もう1点の40円だと、不法投棄もありますけれども、必要な分だけ、要は買っていただくということになりますので、よりごみの減量が図られるんじゃないかなというふうに思っております。

あと不法投棄につながるんじゃないかということで、これ昨日の町内会行政連絡会でもやはりそういった御意見ございました。先ほど答弁にもございましたけれども、私どもがそういったものを中を開いて特定ができれば、指導させていただきますので、これを粛々とやらせていただくというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ごみは人が生活していれば必ず出るものですし、本当に有料化しないで今までどおりでやっていただくのが一番ベストですけれども、もし有料化するにしても40円というのは高いと思うんです。やっぱり一般の市民の生活を考えた場合に、市がごみは片づけるという問題があります。それから、よそが40円も取っていないわけですから、それこそ問題が出てくると思えます。その点でお願いを、要望をしておきます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は14時45分。

午後2時37分休憩

午後2時44分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、がん対策について。一つ、共生社会のまちづくりについて。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、がん対策について。

日本では、がん罹患する人は年々増加傾向にあり、がん対策は「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むべき課題の一つであります。

また、2018年3月に閣議決定しました「第3期がん対策推進基本計画」においては、生涯のうちに約2人に1人ががん罹患すると推計をされており、がんは国民の命と健康にとって重大な問題であることから、国のがん対策の全体目標として、「がん予防」「がん医療の充実」及び「がんとの共生」の3つの柱が掲げられました。

国立がん研究センターによりますと、2016年にがんで死亡した人は37万2,986人に上り、そのうち死亡者数及び死亡率の一番多い部位は「肺」との報告がなされております。

2016年8月には、国立がん研究センターが、受動喫煙により肺がんリスクが1.3倍にふえるとの報告を発表し、国も2020年の東京オリンピックを見据え、2018年7月19日には受動喫煙防止法を成立させるなど、肺がん対策に向けた環境整備は一步ずつ前進している状況です。

また、総務省が公表している2016年度の肺がん検診の受診率は、全国平均では7.7%にとどまっており、がん対策推進基本計画で設定されているがん検診受診率の目標値50%とは大きく乖離しています。日本対がん協会によりますと、医療技術の進歩に伴い、肺がんも早期のうちに発見・治療すれば約8割が治る時代となっているとのこと。

また、無症状のうちに受診した人は早期の肺がんが発見される可能性が高いことから、肺がん検診が非常に重要であることが示されております。

肺がんの5年生存率は、病期Ⅰ期では81.8%に対して、Ⅱ期では48.4%、Ⅲ期では21.2%、Ⅳ期では4.5%と、肺がんの進行に伴い、予後が悪くなることから早期発見が重要で、早期発見のための肺がん検診の受診率向上が大変重要となります。

そこで、本日は高浜市の肺がん受診率向上の対策につきましてお尋ねをいたします。

初めに、がんの罹患者及び死亡者数について、また、肺がん検診受診率向上の取り組みにつきまして、どのように行っているのかお尋ねをいたします。

また、個別の受診勧奨、再勧奨が「第3期がん対策推進基本計画」に受診率向上のために取り組むべき施策として盛り込まれましたが、実施状況についてお尋ねをいたします。

国は、がん検診の受診率向上のため、有効な施策として特定健診とがん検診の同時受診を推奨しており、多くの自治体で特定健診と肺がんを含むがん検診の同時受診が導入をされております。同時受診は受信者の検診に対する利便性を高め、受診率向上が期待できる施策の一つと言われております。

厚生労働省が発行している「今すぐできる受診率向上施策ハンドブック」では、同時受診の際に、検査項目のオプトアウト方式を導入することも効果が期待できる施策の一つとして紹介をされております。オプトアウトとは、希望すれば特定健診と同時にがん検診を受けられるオプティ

ンのことではなく、断らない限りは特定健診と同時にがん検診がセットで受診することになることです。この手法は、ジェネリック医薬品の処方箋や大腸がん検診など各種保健事業において、既に導入されているとのことです。

東京都中央区では、既に肺がん、大腸がん、前立腺がん、眼圧、骨粗しょう症、肝炎検査は、特定健診からのオプトアウト方式を導入しているとのことで、受診率も特定健診とほぼ同等の数値となっているようです。

また、国が平成21年に実施しました「がん対策に関する世論調査」では、がん検診について重要だと回答した人は全体の97.4%に上りました。

また、受診しない理由につきましても「たまたま」が約30%、「いつでも受けられるから」が20%と、約半数が明確な理由があって受けていないわけではないことがうかがえる結果が示されております。

そういった状況であれば、現状を踏まえたと、肺がんを含むがん検診をオプトアウト化することで受診機会を広げ、市民の健康を守ることにつながるのではと考えますが、当局の見解をお尋ねをいたします。

次に、小・中学校におけるがん教育について。

文部科学省は、「がん教育」の実施状況につきまして、初めて全国調査の結果を公表しました。平成16年12月施行の改正がん対策基本法に、がん教育に関する条文が新たに盛り込まれ、国公立の小・中学校、全国の3万7,401校から回答を得ました。

調査結果によりますと、がん教育を実施しているのは、全体の56.8%に当たる2万1,239校。このうち12.6%に当たる2,676校が外部講師を活用しておりました。活用しました外部講師の職種は、がん経験者が557校、20.8%、がん専門医454校、17.0%、薬剤師392校、14.6%、学校医358校、13.4%などでした。

活用の効果につきましては、多くの学校で「健康と命の大切さについて主体的に考えることができた」「がんに関する知識、理解が深まった」などの回答だったとのことです。

がん教育につきましては、平成29年12月にも質問をさせていただき、今後は外部講師を活用し、しっかり取り組んでいきますとの御答弁でした。

そこで、小・中学校におけるがん教育の進捗状況につきましてお尋ねをいたします。

次に、共生社会のまちづくりについて。

日本の人口は、2009年の約1億2,700万人をピークに9年連続で減少し、2018年1月1日現在では1億2,500万人と人口減少が本格的に進行しています。さらに、人口減少より速いペースで高齢化が進み、このままでは、持続的な経済成長や社会保障制度の維持が一層困難になりかねません。この難局を打開するには、これまで以上に一人一人の人間に光を当て、その可能性を最大限に引き出すことが必要です。

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、意欲のある人全ての人ができる働き、社会参加できる環境整備を進めた上で、一人一人があらゆる分野で互いに支え合う「共生社会」を構築することが元気な日本を実現する唯一の道であると言われております。

「共生社会」を支える地域づくりで最大の目標は、年をとってもさまざまな形で元気に地域のコミュニティにかかわっていただけるようにすることです。

公明党は、こうした観点から、健康寿命から一歩踏み込んで、仕事や地域活動などを通じて社会参加する活動寿命の延伸を提唱してきました。

共生社会を築く上で、切実な課題となるのが単身世帯の急増です。少子高齢化の進展と現役世代の急減に加え、未婚率も上昇していることから、2040年には単身世帯が全世帯の4割近くとなり、このうち45%が65歳以上であると予想をされております。それに伴い、社会との関係性が希薄で周囲に頼れる人がいない「社会的孤立」の増加が懸念をされております。

社会的孤立が生まれる背景につきまして、中央大学法学部、宮本太郎教授のお話ですが、これまで人々を結びつけてきた地縁、血縁などにかかわって、高度成長期には会社の縁、つまり社縁がそれらの縁も吸収しながら一時期肥大化しました。

しかし、非正規雇用がふえていく中で、社縁も次第に衰退し、社会的孤立が広がっている。現役世代では、非正規雇用だと職場との縁が薄いだけでなく、低所得のために結婚できない若者も多い。一方、男性高齢者では、現役時代に社縁の外に出る機会が少なく、地域とのつながりが弱かったために定年後ひとり暮らしになると、孤立状態に陥りやすい。単身高齢男性の15%が、人と会話する頻度が2週間に1回以下という調査結果もあります。

社会的孤立が個人や社会にもたらす影響は、孤立はそれ自体が大きな苦しみの源になるだけでなく、社会的な活力をも失わせる。さらに、高齢者は健康に直接的に影響します。社会的な活動に参加することにより、生活習慣病やメンタルヘルスのリスクが低くなることもわかっています。

地域で高齢者が交流する機会を提供して、国民健康保険の支出を減らすことができたという事例もあります。この孤立を解消することが、個人の健康問題や社会的なコストの削減など多面的な効果が期待できるなどとお伺いをしました。

さきの通常国会では、生活困窮者自立支援法が改正され、困窮に至る要因として社会的孤立が位置づけられました。自立支援とは、一言で言えば「つながりづくり」。就労は自立の一つのあり方ですけれども、自立の意味が狭くなるので、一般的な就労だけでなく、地域とのつながりを持って元気に暮らしていただくことが法律の目標で、結果としてそれが地域にプラスの効果をもたらすこととなります。

また、昨年は社会福祉法が改正をされ、さまざまな課題を抱えた個人や世帯を包括的に支援できるよう、関係機関が連携していくことが法律上明記されました。これらを踏まえ、生活困窮者自立支援制度が中心となって、生きづらさを抱えている人が居場所を確保し、お互いを認め合う

ことで、より元気になるという好循環が進むよう期待できるのではないのでしょうか。

富山市などで、高齢者や障がい者、子供のデイサービスを共通の場で行うと、一人一人が受け身の弱者であることを超えてお互いを支え合い、いろいろな力が引き出されることがわかりました。このような共生型のケアを広げていく必要もあると思います。孤立を防ぐ社会的な基盤の一つが地域包括ケアシステムですが、まだ十分に知られていないのではと思います。今後も引き続き制度の浸透を図っていくべきと考えます。

今後は、単身世帯や認知症の人の増加を踏まえた「見守り」のネットワーク強化も必要です。さらに、空き家を活用した賃貸住宅と高齢者などに貸し出す「住宅セーフティネット制度」と見守り支援を連携させることにより、ソフト・ハード両面で安心できる住まいを整備するなど、孤立ゼロのまちづくりを目指していただきたいと願うものでございます。共生社会の構築は、防災・減災における共助の強化にもつながると思います。

自主防災組織のリーダー育成や住民の参加促進、実効性ある防災訓練の実施、地区防災計画の策定や再点検、ハザードマップの周知に取り組むことで、住民の防災意識を喚起し、隣近所で助け合える地域がふえるのではと思います。

人口減少時代へ向けて、総務省の有識者会議では、「スマート自治体」、人工知能（AI）などイノベーションの成果を活用への転換を打ち出しております。今度、各自治体が単独で全ての行政サービスを提供する自己完結型の業務がますます困難になってくることから、自治体間の連携強化につきましても、しっかり取り組まなければなりません。

先日、参加させていただきました「第1回地域共生社会推進全国サミット in ながくて」での山崎史郎氏の講演では、2040年が一番大事で、2025年とは相当違う。いよいよ本格的な人口減少が始まり、個別リスクから基盤リスクへとまとめてやってくるという新しい時代。やるべきことは2020年にあるので、今やるべきことは何かを考えてやり、今度は失敗は許されない。2040年には、総人口は1億1,000万人を切り、高齢者総数がピークとなり、3,900万人超、生産年齢人口は5,978万人で、2015年と比べて1,750万人減少すると推計され、データに基づいた大変わかりやすいお話でした。

2040年を視野に置いた地域共生社会に向けた取り組みにつきましても、高浜市は先進的に取り組んでこられたと思います。

そこでお尋ねをいたします。

幸い本市におかれましては、いまだに人口が増加しており、アパートやマンション、戸建てもふえています。2040年にはどのような姿になっているのかお伺いをします。

これまで、地域共生社会に向けた取り組みを推進してこられたと思いますが、その取り組み状況と今後の取り組みにつきましてもお尋ねをいたします。

また、居宅介護支援事業が病院に改定される予定で、誰でも退院後も安心して医療や介護を受

けられる体制の構築に期待を寄せるものです。

認知症や障がいを持ったお子さん等の見守りネットワークにつきましては、平成26年6月、平成27年12月に質問をさせていただきましたが、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

また、今後、高齢者等の住まいにつきまして、空家を活用してはと考えますが、当局の見解をお尋ねをいたします。

また、孤立についての現状とその対策についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、小野田議員の1問目、がん対策について。

（1）肺がん受診率向上の対策についてお答えいたします。

初めに、がん対策については、国において総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年3月に第3期がん対策推進基本計画が策定をされました。この基本計画は、第2期において国民全体のがん死亡率の低下といった一定の効果が得られていますが、一方で、目標の一つである「がんの75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少」については未達成であり、その原因として、がん検診受診率の目標値を達成できなかったことが挙げられています。そのため、第3期がん対策推進基本計画では、市町村が実施するがん検診に対し、具体的な施策として、検診の受診手続の簡素化や効果的な受診勧奨、職域で受診機会のない者に対する受診体制の整備、受診対象者の名簿を活用した個別受診勧奨・再勧奨、かかりつけ医や薬局の薬剤師を通じた受診勧奨など、可能な事項から順次取り組むこととしています。

また、がんの患者数については増加傾向にあり、国立がん研究センターの平成26年罹患数・率報告によると、全国のがん罹患数は86万7,408人、この罹患割合は、大腸がんが15.5%と一番高く、胃がん14.5%、肺がん13%の順となっています。

次に、本市のがんの状況とがん検診についてお答えいたします。

がんの状況については、平成28年の死亡総数372人の死因の第1位は悪性新生物であり、93人の方ががんで亡くなっています。がんの部位別死因は、気管、気管支及び肺、いわゆる肺がんが23人と一番多く、次に胃がん18人です。愛知県全体の部位別死因の割合においても、肺がんは20.5%と一番高く、大腸がんが13.8%、胃がん12.9%となっており、議員御指摘のように、他の疾病による死亡の減や高齢化により、肺がんで亡くなる方が多くなっています。

高浜市の肺がん検診の受診率については、平成28年度は、40歳以上の方全てを対象にした場合は26.3%、愛知県は21.6%、全国では16.1%。40歳から69歳の方を対象とした場合は15.6%、全国では7.7%といずれも本市の受診率は、県や全国の受診率に比べ高い受診率となっています。また、企業などに就業している方を除く40歳以上の市民を対象とした場合は、肺がん検診の受診率は62.7%であり、愛知県全体の受診率33%を大きく上回り、県内で上位3位の受診率となっています。

います。

肺がん検診の内容については、いわゆるレントゲン検査です。市内の医療機関で胸部のエックス線撮影を受けていただき、その後、このエックス線フィルムの画像は検診を行った医療機関の医師と検診医以外の医師の2名で読影し、検診結果を判定します。たばこを吸う方については、喫煙指数が600以上の咽頭がんや肺がんの危険リスクが高い方に、御自身で採取したたんを検査する喀たん細胞診検査をお勧めしています。肺がん検診は、食事や内服の制限などの事前準備が要らず、検診を受ける方の身体や心理的な負担の少ないがん検診です。そして、肺がんを無症状のうちに発見することで、治療効果や予後も良好となるため、厚生労働省が推奨する毎年1回の受診をお勧めしています。

この肺がん検診については、議員の御提案にありました本人がお断りされない限りは、肺がん検診を特定健診や後期高齢者健診に含めたオプトアウトを取り入れています。

特定健診や後期高齢者健診の対象の方には、毎年、健診が始まる7月に向け事前に健診票を送付しており、この健診票で肺がん検診も受けることができ、本人の費用負担もありません。

また、特定健診と後期高齢者健診以外の方には、肺がん検診以外の胃がん検診と大腸検診、女性の方にはさらに子宮頸がん検診と乳腺検診の受診券も健診票に同封し、個別勧奨を行っています。

加えて、国民健康保険の加入者以外の方には、毎年40歳から70歳までを5歳刻みで各種がん検診の受診券を送付し、個別に受診勧奨を行っています。この健診票や受診券を受け取った市民の方は、市内の医療機関ですぐにがん検診の受診や予約ができます。

このように、市内の医療機関でがん検診を実施していることにより、かかりつけ医から積極的にがん検診の受診勧奨を行っていただいています。がん検診を受ける市民の方にとっては、自分の健康状態を十分に把握しているかかりつけ医のもとで、安心してがん検診を受診し、検診結果の説明までを受けることができます。

このことから、肺がん検診以外の胃がん検診、大腸がん検診についても、愛知県全域の受診率に比べ、高い検診受診率となっています。

しかしながら、20代、30代の子宮頸がん検診や40代、50代の職域で特定健診を受ける方の各種がん検診の受診状況には課題もあり、今後は、若い世代や女性特有のがん検診の受診率を向上させるよう検診の必要性や周知方法について、さらに検討してまいります。

続きまして、(2)小・中学校におけるがん教育について。

小・中学校におけるがん教育の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

「がん教育」の実施に当たり、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深めるためには、医療従事者、がん経験者等の外部講師の活用が大変有効的であると考えています。

今年度、高浜中学校では、中学1年生で実施している生活習慣病予防教室において、高浜市の

健康推進グループの保健師を招いて、「主ながんの原因」「がんのしくみ」など、保健指導の専門家から、確かな知識を得る機会を設定しました。保健師から直接話を聞きながら学ぶ授業は、「がん」になる危険性が、望ましい生活習慣を続けることで予防できることを、生徒が主体的に考えることができるよい機会となりました。南中学校においては、高浜中学校のような保健的行事の中で、外部講師を招いたがん教育への取り組みについては検討中です。例年どおり、3年生の保健体育「健康な生活と病気の予防」と「生活習慣病の予防」という単元の授業で、「がん」について学んでいます。

小学校においては、今年度より、「命と心の学習」において、6年生で、がん教育に特化した授業の実施を行います。高浜市の養護教諭が小学生に適した指導内容は何かを検討し、「がんを学ぼう～大切な命を守るために～」という主題名で、実際に小児がんを克服し、現在、看護師を目指して頑張っている女性の話をもとに指導案を作成しました。2月の授業実施を予定しています。指導の狙いとしては、病気を理解することはもちろんのこと、周囲の人々の思いにも触れ、ともに生きていこうとする態度を育むこととしています。

以上のように、本市の小・中学校では、がん教育を一步一步進めています。

今後、教育委員会としては、小・中学校のがん教育を支えるため、教員や児童・生徒に、がんに関する正しい知識の普及を図る必要があります。外部講師として依頼できる人材を確保することで、具体的に学校の取り組みを支援する体制づくりをしていきます。がん教育を実施するに当たっては、家族にがん患者がいる児童・生徒もいますので、その児童・生徒へ強い印象を与えないよう留意していきます。そして、児童・生徒が「がん」について学ぶことにより、健康に対する関心を持ち、がんを正しく理解し、適切な態度や行動をとることができるようになるため、より充実したがん教育を取り組んでいくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

続きまして2問目、共生社会のまちづくりについてお答えいたします。

議員御質問のとおり、日本の総人口は減少する一方、団塊の世代が後期高齢者となる2025年は人口の30%が65歳以上となり、本格的な高齢社会を迎えます。加えて、生産年齢人口の減少により、労働力不足が懸念されています。

本市の高齢化率は、平成30年11月1日現在、18.8%と全国平均の27.7%と比べて低く、高浜市を含め圏域の西三河6市では、2025年まで人口は微増しますが、2040年には人口が微減し、65歳以上人口は増加します。

このことから、高浜市では2025年のさらに先、2040年を見据えた施策を展開していくことが今後求められます。

国では昨年、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正には、介護保険法の改正も当然含まれていますが、法改正の基本理念は地域共生社会の実現です。

国が示す地域共生社会とは、制度の「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて地域全体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、暮らしと生きがい、そして地域をともにつくっていく社会を目指すものです。

高浜市では、この制度の「縦割り」についていち早く取り組んでいます。

少子高齢化の進展や核家族化、地域のつながりの希薄化など生活環境が大きく変化する中、地域で発生する課題は、介護や子育て、障がいにとどまらず、教育、家計、孤立など暮らし全般に及んでいます。

こうした本人や世帯の課題を受けとめるためには、制度の視点から見のではなく、本人や世帯の生活の全体像を見て支えていく必要があります。

市では、福祉部内に「福祉まるごと相談グループ」を設置し、地域の中で住民の方が直面している、あるいは住民の方が気づいている課題に対し、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先がわからない場合でも「とりあえず丸ごと」受けとめる機能をつくってきました。また、子供を通して家庭の課題が判明することもあります。庁舎の新築に合わせ、より連携が必要とされることも未来部と教育委員会をいきいき広場に移し、いきいき広場が全世代・全対象型の相談支援の拠点として機能するよう進めてきました。

加えて、従来の支援の形である「支え手」と「受け手」という関係から市民の誰もが役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生を実現する新たな社会資源として、高浜市社会福祉協議会が認知症グループホームを中心とした地域共生型福祉施設「あっぱ」が開設され、地域住民とともに、子供から高齢者まで誰もが利用できる交流拠点として展開されてみえます。

「健康自生地」の取り組みでは、運営を地域の皆さんに担っていただいております、高齢者の居場所の創出とともに「支え手」と「受け手」という関係から「我が事」として参画していただける方もふえてきました。

地域共生社会の実現は、社会的孤立を防ぐという観点からも不可欠で、自助や互助の重要性と、自分のこととして地域の課題に取り組む姿勢の大切さを、より多くの市民に理解してもらうことが第一歩となります。

次に、見守りネットワークの現状についてお答えします。

市では、いきいき広場に「福祉まるごと相談グループ」を設置以来、民生児童委員やシルバー人材センターの見守り推進員、まちづくり協議会や市内新聞店からいただいた情報は、福祉まるごと相談グループへ集約される体制となっています。

最近では、寄せられた情報をもとに、地域包括支援センターの職員が状況確認を行い、必要なサービスが提供されるよう関係機関と調整するなど、見守りからサービス支援に日数をかけるこ

となくつながる体制が整いつつあります。

また、見守りを支援するサービスでは、従来の緊急通報装置の設置や徘徊探知機の貸し出しなど、ひとり暮らし高齢者の方が安心して暮らせるような施策を実施しています。

新たに開始した、認知症高齢者の見守りSOSネットワークでは、昨年度は9回、本年度は10月末現在で6回の検索依頼情報の配信を行っています。

検索協力者や徘徊リスクのある方の登録者も年々増加しており、見守りネットワーク制度に対する信頼もできつつあり、引き続き、本人や家族が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を初め、ネットワークの強化に努めてまいります。

また、本年度からは、子供の見守り支援にも力を入れ、中部電力と共同で、ICT技術を活用した児童見守りサービスの取り組みを始めました。

これは、児童にGPS内蔵の小型IoT端末を携行させ、保護者の方は御自身のスマートフォンで、学校や自宅に到着したことを知らせる通知を受け取ったり、児童の現在地を確認できるサービスです。港小学校と翼小学校をモデル校に指定し、実証モニターを募集しました。本年10月から来年1月までを実証期間とし、その後アンケートを行うこととしています。年度末までに検証を行った後、需要が見込まれる場合には、補助制度の創設や高齢者施策への展開についても検討してまいります。

一方で、ICT技術だけで、全ての課題が解決するわけではなく、ICT技術の活用に加え、支援を必要としている人の課題の全体像を捉え、支援につなげていくことが必要ですので、地域の多様な支える力をお借りしながら、いきいき広場全体の相談支援体制の充実を図ってまいります。

次に、空き家を活用した住宅セーフティネットについてお答えします。

適正に管理が行われていない空き家については、安全性の低下、公衆衛生の悪化など多岐にわたる問題を生じさせ、市民生活に深刻な影響をもたらすという空き家のデメリットではなく、空き家を社会資源として考えようというのが住宅セーフティネットです。

人口減少の中で、民間の空き家や空き室が増加傾向にあることから、これを活用し、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世代の住まいを確保するものです。

市としましても、空き家の実態調査から始めてまいりましたが、この10月1日付で、愛知県宅地建物取引業協会と空き家対策等に関する協定書を締結することができました。

このことにより、空き家について協会に寄せられた情報を市と共有することや、空き家の発生防止や有効活用についても互いに協力することとしています。

市が単独で空き家対策を行うことと比較し、大きく機動力が増したと考えており、この協定を機会に空き家活用についても取り組んでまいります。

今回、地域共生社会の実現に向け、見守り支援や空き家対策を中心に申し上げましたが、高浜

市の人口構成を考えた場合、2025年の先、2040年の高齢化をどう乗り切るのかが課題となります。

高浜市のあるべき姿をしっかりとイメージし、今できることから進めていきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

初めに、がん対策についてですけれども、肺がん検診の受診率が高浜市は何と62.7%ということで、県内でいいますと上位3位の受診率という御答弁でした。これにつきましては、高く評価をさせていただきたいと思えます。

肺がん検診を中心に、多くの方にがん検診を受診していただいていることがわかりましたけれども、子育て中の女性や仕事が忙しい方にもぜひ受診していただきたいものですが、これにつきましてはいかがでございましょうか。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 議員がおっしゃいましたように、がん検診を受診しない理由は、「たまたま」「いつでも受けられるから」が半数を占めています。また、御紹介いただいた今すぐできる受診向上施策ハンドブックには、がん検診を受けたくなるパンフレットの紹介例もありました。今後は、未受診者への再勧奨の時期を早めたり、勧奨通知のパンフレットなどを見直すなど、より多くの方に受診していただけるよう検討したいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

受診勧奨や再勧奨をしっかりといただきまして、一人でも多くの方にがん検診を受診していただきますようお願いを申し上げます。

定期的ながん検診を受診することで、がん罹患しても早期に発見でき、早期治療につながり、社会で活躍し続けることも可能になります。がん検診の必要性を多くの人にお伝えいただくとともに、より受診しやすい体制づくりに努めていただき、がん検診の受診率をさらに向上させ、がんで亡くなる方が減るよう頑張ってくださいをお願いいたします。

次に、がん教育についてでございますけれども、高浜中学校で保健師さんのお話を聞く機会があったようで、小学校につきましても指導案を作成をし、2月の授業実施を予定しているとの御答弁でございました。一步一步着実に推進していただいていることがわかりました。

今後は、がん治療に携わるお医者さんにもお話を伺う機会が持てたらなというふうに思っておりますので、今後このようなことにもぜひチャレンジしていただきますようお願いをさせていただきます。

それから、2問目の地域共生社会のまちづくりでございますけれども、高浜市が国に先駆けて地域共生の実現に向けた取り組みを行っていることがよくわかりました。

それでは、この実現に向けて実際に地域の課題に取り組んでいる事例がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） 吉浜まちづくり協議会では、平成29年より、見守りの必要な方をみずから調査し、見守り活動や困り事相談を行う「お互いじゃんネット」を開始されておみえになります。

また、高浜南部まちづくり協議会におきましても、メンバーが自主的に行っていた高齢者の見守り活動、高齢者生きがいグループのグループ活動に位置づけることを現在検討中であるというふう聞いております。

市といたしましても、いきいき広場に配置された生活支援コーディネーターを中心としまして、養成講座の開催による生活支援の担い手の育成など、後方支援を実施するとともに、ほかの地区におきましても、こうした地域住民が主体的に取り組む支え合い活動の輪が広がるように支援してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それから2つ目ですけれども、ICT技術を活用した児童見守りサービスの取り組みに期待をしておりますけれども、保護者の方たちは、お子さんを学童保育に入れたことで安心できるわけではありませんし、学童保育へ無事に行けたかどうかで不安になり、自分のスマホを見るといったことであると思います。

今後は、この見守りサービスの取り組みを高齢者施策へ展開していただくことを期待しておりますけれども、実際に高齢者が使用した場合は、どのような使用方法が考えられるのかお尋ねをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） 児童にGPS内蔵の小型IoT端末を携行させまして、保護者は、スマートフォンにて学校や自宅に到着したことを知らせる通知を受け取ることができたり、児童の現在地を確認できることから、児童と同様に高齢者におきましても、このGPS内蔵の小型IoT端末を持っていただきまして、自宅や例えば病院を指定していただきまして、そこに到着したことを知らせる機能であるとか、必要に応じて、現在どこにいるのか、そういったものを親族や介護者が確認できるといった使用方法が想定されます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御答弁ありがとうございました。

独居高齢者や同居する家族が仕事に出かけてしまい、家に取り残されてしまう日中独居高齢者、高齢夫婦世帯、それから8050問題など、各種福祉制度のはざまにあって、見過ごされがちな方への支援が今後重要になってくると思います。こうした方の支援を全て行政が支援することは、少

子高齢社会が進み、人員不足が見込まれる中、現実的ではないと思います。

行政を初め、地域住民や町内会、まち協、ボランティア団体などがそれぞれの役割のもとで、一緒になって取り組むことによって、病気になったり、介護が必要になっても、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる仕組み、つまり地域共生社会が必要でございます。ぜひその実現に向けて、これからも御尽力賜りますようお願いを申し上げまして、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は15時40分。

午後 3 時30分休憩

午後 3 時39分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、防災行政について。一つ、まちづくり行政について。以上、2問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして、「防災行政について」と「まちづくり行政について」、2問質問させていただきます。

初めに、防災行政の「災害時における車中泊避難」について質問いたします。

平成28年4月14日、熊本県から大分県にかけて熊本地震が発生しました。熊本県益城町では震度7が2回観測されるという、過去に余り例を見ないような大地震でした。家屋の倒壊などで亡くなった直接死は55人であるのに対し、避難生活による環境の変化などが原因の災害関連死は212人を超えます。熊本県では、約4万棟の住宅が全半壊し、最大18万人が避難しました。

今回の熊本地震で特に注目されたのは、建物の倒壊を恐れる等の理由から、車の中で避難する人が多かったということです。体育館等の指定避難所ではなく、多くの自動車が駐車場に並び、その中で避難している被災者の様子が、何度となくテレビに映し出されています。

被災地では、災害関連死に認定された212人のうち、3割に当たる人が車中泊を経験していたことが、熊本、大分両県の取材でわかっております。

毎日新聞が、熊本地震の被災地で車中泊をする避難者50人にアンケートしたところ、車中泊を続ける理由について、最多の19人が「家の中が怖いから」と余震への恐怖を挙げています。また、プライバシーのない避難所のストレスを挙げる人が15人、子供やペットがいるために避難所の利用を遠慮している人も14人みえます。

車中泊による避難中に、体調が悪化したと訴えた人が、過半数の27人にも上っています。車中泊で亡くなる人も相次いで報告されます。車中泊と関連死の因果関係は不明ですが、狭い車内で長時間にわたって同じ姿勢を強いられるため、下半身にできた血の塊、要するに血栓が肺の血管

を詰まらせるエコノミークラス症候群を誘発することが指摘されております。

南海トラフ巨大地震がいつ発生してもおかしくない、私たちが住む東海地方においても、避難所や避難所の運営は、災害対策の面において大変重要な問題であります。先ほど述べましたようなさまざまな理由から、避難所を利用せずに、車の中での避難をする被災者は、今後ますます増加すると思われます。地域防災計画の見直しなど、早急に車中泊避難を定めるマニュアル等の作成が必要であると思います。現状の対策について何点かお伺いします。

1点目として、災害時の車中泊避難を想定した専用の避難場所をあらかじめリストアップしたり、指定避難所においても、車中泊避難所が利用できるように駐車場を区分けするなどの対策が必要であると思います。車中泊避難者の駐車スペースの確保についてお聞きします。また、民間施設の活用の検討も必要であると思います。

2点目として、車中泊避難は避難場所・避難者数の把握が難しく、救援物資等が届かない等、被災者支援が十分にできない恐れがあります。現行の地域防災計画は、屋内の指定避難所を想定しており、車中泊避難に関するマニュアルの作成が必要であると思います。車中泊避難者の把握や、食料や救援物資の提供についての対策についてお伺いをいたします。

3点目として、車中泊避難において、エコノミークラス症候群の防止を初めとした健康対策も重要な取り組みであると思います。車中泊避難による災害関連死も多く報告されているように、災害関連死を防止するため、健康管理、健康指導を実施する健康相談窓口の設置、案内、保健師等の定期巡回といった対策が必要であると思いますが、対策をお聞きいたします。

2問目として、まちづくり行政の「空き家の実態調査を受けて」についてお伺いします。

平成27年5月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法において、市町村の責務として空家等対策計画の策定に努めることが決まりました。その基礎となる空き家の現状把握が本市においても行われました。2013年の総務省の調査によりますと、全国の空き家の数は820万、全住宅の7戸に1戸が空き家の状態になっています。また、民間の野村総合研究所では2033年ごろには、全国で2,150万、3戸に1戸が空き家になるとの予測をいたしております。

空き家対策は、2つの方向からその対策を考えなくてはなりません。

一つは老朽化した危険な空き家の撤去を含めた適正管理です。倒壊、ガラスの破損、屋根瓦の落下等、周囲の住民や通行人に危険を与えるような老朽家屋は、修理、解体、撤去が必要になってきます。一つは、まだ十分に利用・活用できる空き家の対策です。個人の所有物とはいえ、空き家の増加はまちづくりにも大きな影響を与えます。空き家バンクを開設したり、公共施設、公共空間として活用するなど、いかに空き家を活用するかの対策も急務といえます。

今回の空き家の実態調査について何点かお伺いします。

1点目として、今回の調査における家屋の状況についてお伺いします。修理すれば利用できる家屋、老朽化が激しく解体・撤去が必要な家屋、まだ十分に利用・活用できる家屋が何件あるの

かその状況についてお聞きします。

2点目として、空き家は今後も増加すると考えられます。今後の空き家の調査等についてはどのように考えてみえるのでしょうか。また、住宅地図に空き家が位置づけされることになりませんが、毎年変更されるのでしょうか。

3点目として、有識者を交えた「高浜市空家等対策計画策定委員会」が設置されます。構成メンバーについてお尋ねします。また、今後のスケジュールについてもお伺いをいたします。

4点目として、ブロック塀も空き家同様に大変大事な問題であります。大規模地震によって多くのブロック塀が倒壊し、避難する人たちの通行の妨げになったり、あるいは救急車などの緊急車両が通行できなくなったりして、避難・災害救助に大きな支障をもたらします。ブロック塀の点検対策についてはどのように考えてみえるのでしょうか。

5点目として、先日、新聞の折り込み広告に、「空き家・空き地問題の無料相談会並びにセミナー」というこういったチラシが入っていましたが、参加者の状況及び内容についてお願いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、小嶋克文議員の御質問の1問目、防災行政について、（1）災害時における車中泊避難についてお答えをいたします。

平成28年4月に発生した熊本地震では、二度にわたる震度7の揺れに加え、大きな余震が続いたことにより、車内やテントなど、指定避難所以外の場所で寝泊まりをする被災者が多数発生しました。その結果、避難者の実態把握や物資の支給方法など、新たな課題が浮き彫りとなりました。加えて、車中泊避難等の長期化によるエコノミークラス症候群の発症、避難生活によるストレスや持病の悪化などで亡くなる「震災関連死」が多かったことも熊本地震の特徴として挙げられます。

従来の避難者対策は、自治体が指定した避難所で行うのが基本の考えでありました。しかし、熊本地震での教訓を踏まえ、指定避難所に滞在する住民だけでなく、車中、テントなどで避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭においた避難者対策に取り組んでいく必要がございます。

本市においては、熊本地震の課題検証報告を踏まえ、平成29年度の高浜市地域防災計画の修正時において、避難所以外の場所に滞在する被災者への対応に関する内容を記載しております。また、計画に基づく具体的な対策については、現在、見直しを進めております「高浜市避難所運営マニュアル」において、車中泊避難、エコノミークラス症候群などに対する項目を追記する予定でございます。マニュアルの見直しは、平成31年3月を目途に進めてまいります。

最初に、1点目の御質問、「車中泊避難専用の避難場所のリストアップ及び指定避難所における駐車場の区分けについて」でございますが、車中泊避難への対策を進める上で、専用の避難場

所を確保しておくことは、避難者の把握、情報収集及び情報提供、物資等支援の側面からも効果的であると考えております。あらかじめ車中泊避難を想定した避難場所を取り決め、市民の皆様にも周知を図っておくことで、迅速な避難行動にもつながります。現在進めております避難所運営マニュアルの改定にあわせ、御質問にもありました指定避難所への専用スペースの設置など、関係者と調整を進めてまいります。また、車中泊避難に限ったことではありませんが、防災・減災対策、迅速な災害復旧を進める上で、民間事業者等と連携強化を図ることは重要な取り組みでございます。例えばではございますが、本年10月1日にオープンしました「ボートレースチケットショップ高浜」では、地域貢献の一つとして、食糧や飲料水を備蓄いただいているとお聞きしております。車中泊避難についても、本施設の駐車場を初めとする民間施設の活用について調査を進める中で、災害協定の締結も視野に入れた調整を関係者と進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、「車中泊避難に対するマニュアルの整備について」でございますが、本市においては、さきの答弁で申しましたとおり、平成29年度の地域防災計画の修正時に、避難所以外の場所に滞在する被災者への対応に関する内容を記載しておりますが、具体的な対策についての表記はございません。議員の言われるとおり、マニュアルを作成し、具現化しておくことが必要であると考えており、現在、「高浜市避難所運営マニュアル」の改定作業を進めております。

愛知県では、本年3月に「愛知県避難所運営マニュアル」を改定し、新たに、屋外支援班や在宅避難者等支援施設の設置など、車中泊避難等を想定した見直しを行っています。屋外支援班の業務として、6項目が記載されています。具体的には、1、車中泊避難者等の情報の把握、2、班や班長などの組織づくり、3、避難所以外の場所に滞在する人々に情報を届けるための施設（在宅避難者等支援施設）づくり、4、食料・物資の配給、5、情報の提供、6、配慮が必要な人への対応であります。本市においても、愛知県のマニュアルに基づき、屋外支援班の設置など、車中泊避難等に関連する項目を追記し、避難所以外の場所に滞在する被災者への支援体制の推進に努めてまいります。なお、マニュアルの改定は、平成31年3月を目途に進めてまいります。これを踏まえ、例年4月から5月に実施しております小学校区単位の防災訓練等説明会や定期的を開催しております、まちづくり協議会のグループ会議の中で、地域住民の皆様にも周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、愛知県のマニュアルにあります在宅避難者等支援施設の設置については、県のマニュアルでは、避難所から遠い場所に滞在する人や、さまざまな事情から避難所まで自力で来られない人が一定数いる場合は、別に定めることが望ましいとなっておりますが、本市の場合は、面積も小さく、避難所となる小・中学校などへも徒歩で来られる距離にあることから、現段階では専用施設は設けず、あらかじめ車中泊避難者等に、物資等の配給時間、場所、方法などをお伝えすることで、避難所となる小・中学校等を拠点に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、「エコノミークラス症候群防止を初めとした健康対策」でございますが、熊本地震では、避難生活によるストレスや持病の悪化などで亡くなる「震災関連死」が相次ぎました。うち、車中泊での避難後に、エコノミークラス症候群等により亡くなった人は、少なくとも33名いると言われていています。命を守るという観点からも、車中泊避難対策と同様に、エコノミークラス症候群等への対策についても、日ごろから取り組みを進めておくことが極めて重要であると認識しております。

愛知県が改訂した避難所運営マニュアルには、「エコノミークラス症候群への予防」、「不活発な生活による機能低下予防」、「腰痛予防」、「インフルエンザ予防」、「食中毒予防」、「熱中症予防」など、避難者にも配布可能な健康管理に関するリーフレットが添付されています。加えて、「災害のあとの気持ちの変化」と題したメンタルケアに関するリーフレットも作成されています。本市においても、保健師等と調整を図り、本市の実情に即した内容に精査した上で、現在作業を進めております避難所運営マニュアルの中に組み込んでまいりたいと考えております。

また、毎年9月に実施しております市総合防災訓練では、吉浜小学校区において、熊本地震での教訓を踏まえ、保健師によるエコノミークラス症候群予防訓練を実施しています。今後は、他の小学校区でも実施できるよう、まちづくり協議会などと調整を進めてまいります。

なお、保健師等による避難所での健康相談窓口の設置や定期巡回などについては、本市においては「医療・救護班」が担うこととなりますが、災害時の職員対応が記載された現状の危機管理マニュアルでは、保健師は、救護所の設置や医薬品の確保に関する業務が中心となっている状況でございます。保健師の人数や業務の優先度などの課題もありますが、健康相談窓口の設置や定期巡回などは、避難者の異常をいち早く発見するためにも重要な取り組みでありますことから、今後、担当グループと調整を図ってまいります。

車中泊避難は、避難所で生活する被災者に比べ、他の場所に移動しやすい環境にあることから、避難者の入れかわりも激しいという現状があります。避難所運営マニュアルの見直しを通して、車中泊避難への支援・管理体制の構築に取り組む中で、多様化する避難方法に対応できる仕組みを推進してまいります。また、マニュアルを主に活用するのは、避難者を中心とする地域住民であります。マニュアルは、行政職員ではなく、地域住民にとってわかりやすく、使いやすいものでなくてはなりません。マニュアル改定後も、適宜まちづくり協議会のグループ会議などで意見徴収を図り、必要に応じた見直しを進める中で、実効性のあるマニュアル整備に努めてまいります。そして、これまで申し上げた各種の取り組みを進める中で、災害時における車中泊避難への対策を推進してまいりますことを申し上げ答弁いたします。

続きまして、御質問の2問目、「まちづくり行政について」、(1)空き家の実態調査を受けてについてお答えをいたします。

空き家の実態調査については、議員も御承知のとおり、平成31年3月の策定に向け作業を進め

ております「高浜市空家等対策計画」の基礎データとすべく、平成29年度に実施をしております。調査の結果、295戸の空き家を把握しております。

最初に、1点目の御質問、「空き家実態調査における家屋の状況について」でございますが、昨年度に実施した実態調査では、空き家と判断する基準について、1、郵便受けにチラシやダイレクトメール等が大量に詰まっている。2、窓ガラスが割れたまま、カーテンがない、家具がない。3、門から玄関まで草が生えていて、出入りしている様子がない。4、売り・貸し物件の表示がある。5、電気メーターが動いていないなど、社会通念上居住の用に供されていないと疑われる外観が存在する状態である。といった5項目のいずれかに該当するか否かで判断しております。よって、御質問の家屋の劣化度に基づく戸数までは把握ができていない状況でございます。本年度、空き家の所有者を対象にアンケート調査を実施しており、その中で「空き家の建築年数」、「空き家になった時期」、「空き家の定期的な管理」、「空き家の利活用」、「空き家の解体予定」、「市に対する支援策」といった質問をしております。現在、アンケートの取りまとめを行っている段階であり、アンケート結果がまとまりましたら、御質問の利用可能な家屋、解体・撤去が必要な家屋などの現状について、分析を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、「空き家実態調査の今後の更新予定について」でございますが、空き家の実態は日々変化することから、本来であれば、毎年実施するのが理想と考えますが、近隣市においても毎年実態調査を実施する自治体はなく、数年に一度という状況でございます。本市においては、現在のところ、空家等対策計画は、5年を目途に改定する予定でございます。よって、計画の見直しにあわせ、実態調査も必要であると考えておりますが、今後の実態調査の頻度については、現在、計画策定に向け設置しております「高浜市空家等対策計画策定委員会」の中で、委員の皆様の見解も聞きながら、調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、「高浜市空家等対策計画策定委員会のメンバー構成及び今後のスケジュールについて」でございますが、本委員会は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定について、幅広く意見を聴取し、多様な観点から調査検討を行うため、本年5月30日より設置したものでございます。法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験を有する者、副市長、関係行政機関の職員などで組織することとしており、具体的な構成メンバーとしては、弁護士、土地家屋調査士、建築士、地域住民、警察、消防、大学の名誉教授、副市長の8名に加え、市民生活グループ、地域福祉グループ、都市整備グループなど関係する5つのグループの職員にも参画いただき、計13名で組織しております。本年度については、8月に第1回の委員会を開催し、空き家所有者へのアンケート調査の実施に向け、質問項目に関する調整などを行っております。次回は、12月下旬の開催予定となっており、アンケート結果等を踏まえた計画の素案に基づき、委員からの意見を踏まえ、必要な修正を加えるなど、計画の内容に関する調整を図ってまいります。その後は、パブリックコメントに向けた準備を進めて

まいります。

次に、4点目の御質問、「ブロック塀の点検対策」でございますが、建築基準法に適合しないブロック塀等の危険性は、昭和53年に発生した「宮城県沖地震」以降に指摘をされています。中でも、狹隘道路に面しているブロック塀等の安全対策は、通行者への危険性に加え、緊急車両等の走行の妨げとなるなど、この地域でも、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、同じ被害を繰り返さないためにも、喫緊の課題であると認識しております。

本年6月18日に発生した大阪府北部地震を受け開催された、愛知県主催の「建築物の既設の塀の安全対策に係る緊急会議」を踏まえ、愛知県の職員と本市の職員で重点地域を定め、現地調査を実施してまいりました。しかし、県の緊急対策期間終了後は、県職員が調査から撤退したこと、また、調査には複数人が必要なことから、予定どおりに調査が進まない現状にあります。市内の関係団体などと連携した取り組みなども検討する中で、これまで地域ごとに進めてきました調査から、例えば、災害時における影響が大きい狹隘道路に面したブロック塀の調査を優先的に実施するなど、調査方法の見直しも含め、検討していく必要があると考えております。

また、本市では、所有者自身でブロック塀等の安全確認をしていただくため、自己点検用のチェック項目を盛り込んだ「ブロック塀の安全を確かめましょう！」と題したチラシを作成しております。これを全世帯に配布し、まずは所有者自身で安全点検を実施いただく中で、危険なブロック塀等の把握に努めていくことも効果的であると考えております。

加えて、本年10月1日より、民間ブロック塀等の撤去に対する補助制度を開始しております。これまで、多くの皆様よりお問い合わせをいただいております。必要に応じ現地確認を行い点検等も実施しておりますが、中でも、狹隘道路に面したブロック塀等の撤去については、道路後退の問題もあり、撤去には至らないケースも見受けられます。今後もホームページへの掲載や定期的なチラシの回覧などによる周知を図る中で、災害時におけるブロック塀等の危険性について、所有者の意識啓発に努めるとともに、補助制度の利用促進を図る中で、ブロック塀等の安全対策に取り組んでまいります。

次に、5点目の御質問、「空き家・空き地問題の無料相談会及びセミナーについて」でございますが、本件は、名古屋市にあります「空き家・空き地の相談センター」より、本市を会場に実施要望がありましたことから、高浜市は後援という形で、11月11日に開催したものでございます。また、その1週間前の11月4日には、わくわくフェスティバルにおいて「空き家・空き地なんでも相談」と題して、本市と合同でブースを出展しております。

セミナーでは、冒頭、本市の職員より、空き家対策に関する取り組み状況について説明した後、空き家マイスターである吉田貴彦氏による「将来空き家で困らないためにおくべきこと」と題したセミナーを開催、その後は、本市在住で中部大学講師である新美純子氏による「空き家の活用事例・外国人介護技能実習生の住宅」と題した講演をいただきました。また、セミナー終了

後は、事前予約をいただいた4名の方を対象に、個別相談を実施いたしております。個別相談では、本年10月1日に「高浜市における空家等対策に関する協定」を締結した「公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会」の皆様にもアドバイザーとして参加いただいております。また、当日は、16名の方に御参加いただき、アンケート結果を見ますと、約85%の方に「大変よかった」または「よかった」と回答いただきました。本市としましては、参加者の満足度に加え、空き家マイスターである吉田氏や大学講師である新美氏、加えて、宅建協会の皆様との連携など、今後、空き家対策を進める上でも、大変有意義なセミナーであったと思っております。次年度以降についても、本市が主催となり、関係者と連携を図りながら、セミナーや相談会の実施に向け調整を図ってまいりたいと考えております。

空き家対策には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」と「住宅セーフティネット法」の2つの法に基づく取り組みがあります。それぞれの法が持つ趣旨を意識し、本年度実施しておりますアンケート調査や委員会での意見等も踏まえた計画づくりを進める中で、本市の空き家の現状に即した空き家対策の推進に努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうもありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

1問目についてですけれども、平成31年3月を目途に、高浜市避難所運営マニュアルを見直し、具体的な対策に取り組んでいるとの答弁がありました。円滑なる車中泊避難ができるようによろしく願いをいたします。

車中泊避難の駐車場の確保についてですけれども、まずは車中泊避難の駐車場として一番目に考えられるのが、指定避難所になっている学校の運動場等であると思います。市内には、地震災害の場合は16施設、風水害の場合は17施設が避難所として指定されていますが、収容人数は記載されております。駐車台数は把握されているのでしょうか。災害時の避難所として使用する場合と、例えば入学式とかそういった場合の一般で使用する、一般の場合と異なってくると思いますけれども、そういった場合の台数についてまずお伺いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 車中泊を想定した指定避難所での駐車台数に関する御質問でございますが、現在のところ調整段階でございますが、優先的には一番人が多く集まるであろう小・中学校のグラウンド、もしくは通常先生方がとめていらっしゃる駐車場があるかと思いますが、そういったところを優先的に指定をしてまいりたいと思っております。そういったところを調整を含める中で、今後台数についても調整に入りたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） これは早急にやっぱり把握はしていただきたいと思います。

次に、公園を駐車場としても使用することも考えられると思います。公園は、周りに樹木もあり、コンクリ舗装されていないということから、駐車場としては非常に適切であるかと思います。こうした公園を駐車場、車中泊避難の駐車場として考えてみえるのかどうかもお聞きいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 議員の言われるとおり、車中泊の場所として、公園も選択肢の一つとして考えられるというふうに考えております。ただ、優先度としましては舗装等がされております学校の駐車場、そういったところをまずは優先的に考えていく中で、そこで先ほど御質問いただきました駐車台数等をしっかり把握した上で、次のステップとして公園等も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 先ほど民間施設の利用ということで、ボートレース場にも今後貸していただけるかどうかということを含めて今後調整するという話がありましたけれども、それ以外に、当然市内に何か所かあれば一番いいんですけれども、それ以外に、このボートレース場以外にも想定されているこういった施設があればお伺いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 民間施設の活用という点におきましては、答弁の中でも申しましたボートレースチケット場をまずは先方と調整を図ってまいりたいと思っておりますが、次のステップといたしまして、例えばでございますが、内部の中では、例えばスーパーの駐車場であったりだとか、そういったある程度広いスペースがあるところでは、お声かけをしながら先方と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

次に、2問目の空き家の実態調査についての質問をさせていただきます。

今回の調査では、市内295戸の空き家が把握されております。295戸の空き家全てにおいて所有者の存在を確認されているのでしょうか。それと、もしわかれば市内、市外、県外、どこに住んでおられるか、もしわかればこれも教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 本年度、昨年度実施しました実態調査に基づきまして、所有者を台帳等から洗い出しまして、アンケート調査を実施しております。アンケート調査を送った件数は、172件となっております。なぜ減ったかといいますと、約1年間の間にリサイクル届等がございまして、撤去されたケース、または調査の段階では長屋等の集合住宅につきましては、個々の部屋を1戸というふうにカウントしておりましたが、所有者はお一人になりますので、そういった

精査を行うわけで、今言った件数に対して送っております。その172件に対して、市内、市外を申しますと、市内が117件、市外が55件という状況になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） そうしますと、判明しない、要するに空き家も当然あるということですね、これは。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） そうですね。確認方法は台帳等での整備になりますので、一部そういったものもある中で、精査した上でアンケートを送付しております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 先ほど今172通のアンケートを送付したということですがけれども、現在まで、今回、12月下旬に第2回の委員会が開催されるということですがけれども、現在までこれ何人からの回答があったんでしょう、これは。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 172件に対し送付しておりますが、うち返信があったのは108件でございます。回答率としましては62.8%となっております。策定のほうにかかわっていただいておりますコンサルさんに聞きましても、回収率非常に高いというふうにいただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 今回の調査では、劣化度まで把握していないという答弁でしたが、このアンケート調査の結果だけでは、危険な家屋かどうか、当然判断難しいと思います、これは。

それからまた、今答弁がありましたように、アンケート調査に回答がされていない方もみえております。そういったことでちょっと心配になるのが、老朽化している危険な家屋が放置されるんじゃないかというこの心配がありますけれども、その点に関してはどうでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） アンケートにつきましては、今年度につきましては計画策定を目的として行っておりますが、計画ができたから終わりということではなくて、定期的にまた随時アンケートは実施してまいりたいというふうに考えております。

また、地域の中のそういった危険な空き家等の情報については、まち協さんの会議ですとか、そういった地域からの声も踏まえまして、情報収集に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 12月下旬開催予定の委員会で、計画の素案並びに内容の調整、その後、パ

ブリックコメントの準備と、こういった答弁でありましたけれども、大体計画策定の内容、こういった内容について、大まかで結構ですので、ちょっとお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 基本的には、空家特措法の中の第6条の部分に、空家等対策計画という表記がございます。その中に、例えば計画期間ですとか、空き家の調査に関する事項、それから所有者等に関する空き家等の適切な管理の促進に関する事項といった9項目が列挙されておりますので、本市の計画におきましても、この法にのっとった項目に準じて策定をしていくという形になります。お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

最後ですけれども、ブロック塀の点検対策についてお尋ねします。

今答弁ありますように、愛知県の職員と本市の職員で重点地域を定め、現地調査を行ったということですが、これどこの地域を調査したのか、また、どのくらいの件数といいますか、どういった結果があったのかということ、ちょっとお尋ねします。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 10月の末時点になってしまうんですが、全体で約40件ほど調査のほうを実施しております。重点地域としましては、空き家が最も多かった青木町からというところで、ブロック塀が、古いお宅が一番多かったというところで、青木町のほうから順次進めております。細かい数字までは持っておりませんが、多数のブロック塀がやはり何らかの危険性があるというところで、チェック結果につきましては、ポスティングにはなるんですが、所有者に対してフィードバックをしておるといった状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 先ほどの答弁ありましたが、10月1日からブロック塀撤去の補助制度が始まりましたけれども、具体的に申請にはまだ至っていない、何件かありますか。また、もし余りなければ、その至らない理由はどのように考えておられるのか。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問のとおり、本年10月1日より補助制度を利用しまして、私どもとしましては、補助制度を活用いただく中で、ブロック塀の撤去を進めてまいりたいと考えております。11月末現在で、正式に申請があったのは1件という状況でございます。現在も申請に向けて、二、三件の相談を受けておるといった状況でございます。

大阪地震が起こった後、結構ブロック塀の相談件数自体は多かったんですが、なかなか実施には至らないところがあるんですが、その理由としては、答弁の中でも申しました一番大きな理由は、狭隘道路に面してみえるお宅が結構相談ございまして、基礎まで撤去いただくということに

なりますと、その後、新しいフェンスとかをつくる場合は、道路後退という問題が生じます。そこにやはり抵抗があるというところで、ブロック塀撤去までつながらないといったケースが最も多い状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうもありがとうございました。

以上で一般質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時25分散会
